

**納税保証人等に対する主たる納税義務の  
履行状況等に係る情報提供**

長 谷 川 長

〔 税 務 大 学 校 〕  
〔 研 究 部 教 授 〕

論文の内容については、全て執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

## 要 約

### 1 研究の目的（問題の所在）

2020（令和 2）年 4 月から施行される改正民法は、いわゆる債権法の規定について、企業や個人の取引社会を支える最も基本的な法的基礎である契約に関するものを中心に、社会・経済の変化へ対応するための見直しを行うとともに、国民一般に分かりやすいものとするを目的として、実務で通用している基本的なルールを適切に明文化することとしたものである。

租税徴収は、民法との関わりにおいて極めて深い関係にあり、私人の経済活動から生じる債権を対象にして滞納処分を執行したり、租税債権者としての立場から債権者代位権や詐害行為取消権を行使できるなど、民法規定を執行の前提とし、ないしは準用して執行が行われる場合が多い。今般の民法改正は税務執行における租税徴収に広く影響を及ぼすものと考えられるところ、国会では、保証債務の議論、とりわけ個人保証における保証人保護の拡充策の審議に多くの時間が割かれたようであり、保証人担保制度を有する租税法においても民法改正の内容を踏まえた検討が必要であろうと認識したため、本稿は、改正民法で新設された保証人に対する情報提供を取り上げ、税務執行上の課題を抽出し、研究・整理することを目的とした。

問題の所在は、今般の民法改正による保証人保護の拡充策として、債権者が保証人に対し主たる債務者の履行状況等に関する情報を提供することが義務付けられた（改正民法 458 条の 2 及び 458 条の 3）ことに端を発する。

租税法においても、例えば、国税通則法（以下「通則法」という。）46 条 2 項及び 3 項に規定する納税の猶予や国税徴収法（以下「徴収法」という。）151 条及び 151 条の 2 に規定する換価の猶予は、原則、担保の提供を受けた上で、最長 1 年の猶予期間での分割納付を可能とするものであるが、担保として、保証人による保証が提供される場合がある。代表者が主宰法人の滞納国税を納税保証するといった、主たる納税者の履行状況を常に把握できるような関係にある場合を除き、租税法における保証人も保証債務を請求される

場面になって、延滞税の発生による予期せぬ額の債務を負う危険性を抱えているという意味では、私法上の保証債務と何ら変わるところはない。この点、改正民法における情報提供規定の趣旨は、租税法における保証人にも妥当するように思える。しかしながら、現行租税法の下では、通則法 127 条において税務職員に対して一般の公務員等より重い守秘義務(罰則)を課しており、改正民法の規定があるからといって、そのまま租税法上の保証人に対して情報提供できるかどうかは慎重に検討すべきものと思われる。

また、国税の場合、保証人の保証債務のように主たる納税者の納税義務と主従関係にあるものとして、相続税の連帯納付義務や第二次納税義務が設けられている。特に、相続税法 34 条に基づき相続人に対して連帯納付義務を追及した場合、連帯納付義務者は自らの相続税の納付を既に済ませていても、連帯納付義務の督促を受ける場面では不意打ち感を抱いてしまったり、他の相続人が納付すべき相続税をなぜ自分が負担しなければならないのかといった抵抗感を抱かせてしまうなど、連帯納付義務の追及に際し訴訟となることが少なくない。このような側面を捉えると、相続税の連帯納付義務者には保証人と類似した問題が存在するように考えられる。この点、改正民法における保証人保護の目的と同様に、連帯納付義務者に対しても、主たる納税者の納付状況を情報提供すべきかが問題となるところである。

更に、改正民法 458 条の 2 とは異なる情報提供義務となるが、改正民法 458 条の 3 では、主たる債務者が期限の利益を喪失したときに、債権者がその旨を情報提供しなかった場合、一定期間の遅延損害金に係る保証債務が請求できなくなることを規定しているところ、これがそのまま租税法に適用されるとすると、延滞税に係る保証債務が請求できないといった場面が生じることと考えられ、同条の租税法への適用関係についても整理すべき課題として捉えたところである。

## 2 研究の概要

### (1) 民法における保証債務

#### イ 保証債務の概要

保証債務は、いうまでもなく、債権担保の一形態であり、物的担保に対して人的担保と呼ばれるものである。すなわち、保証債務には、必ずそれによって担保される債務、いわゆる「主たる債務」が存在する。そして、保証債務は、その主たる債務の実現を、保証人の人的信用に依拠して、その総財産（一般財産・責任財産）を引当てとすることによって確実にすることを目的としたものである。

保証債務は自ら独立した目的を有しないで、主たる債務を担保する目的のためにのみ存在する。そのため、保証債務は主たる債務に対して附従性を有する。具体的には、①主たる債務が不成立であれば、保証債務も成立しない（成立における附従性）、②主たる債務が弁済、時効等によって消滅すれば保証債務も消滅する（消滅における附従性）、③主たる債務よりも保証債務の方が債務の内容が重くなることはない（内容における附従性）。

また、保証債務はその従たる性質から、債権者に対して二次的な地位にあり、主たる債務者が債務を履行しないときに、はじめて履行すればよい。これを保証債務の補充性といい、その法律的な現われとして、保証人は、債権者に対して、まず主たる債務者に請求せよという催告の抗弁権と、まず主たる債務者の財産に執行せよという検索の抗弁権を持つ。

#### ロ 保証人への各種情報提供義務の創設

保証人保護の方策について、2004 年（平成 16 年）の民法改正では、保証人に対して、保証の内容や保証人が負う負担などを説明する義務を債権者に負わせるという方策は見送られたものの、参議院法務委員会では、銀行を始めとする融資機関の保証人に対する説明責任が十分に果たされるよう必要な措置を講ずるよう求める付帯決議がなされていた。

今般の改正では、より一層の保証人保護の拡充を行うべく、個人保証

の制限が強化されるとともに、保証人が個人である根保証契約は、極度額を書面等で合意しない限り無効とすることや、債権者や主たる債務者から保証人に対し情報提供を行う義務などが導入された。

(イ) 契約締結時の説明義務及び情報提供義務

改正民法 465 条の 10 の規定では、主たる債務者は、事業のために負担する債務を主たる債務とする保証又は主たる債務の範囲に事業のために負担する債務が含まれる根保証の委託をするときは、委託を受ける者に対し、財産及び収支の状況等に関する情報を提供しなければならないとされた。

この保証契約締結時の情報の提供義務については、当該義務の主体が「主たる債務者」であり、租税債権者である国は当該義務の主体になり得ないことや、「事業のために負担する債務」の中に租税債務は含まれないと解されることから、租税法への影響はないものと考えられる。

(ロ) 主たる債務の履行状況等に関する情報提供義務

債権者に情報提供義務が課される、以下の 2 つの場面では、租税債権者である国も義務の主体となり得ることから、各規定の租税法への適用関係が問題となる。

A 主たる債務の履行状況に関する情報提供

改正民法 458 条の 2 の規定では、保証人が主たる債務者の委託を受けて保証した場合において、保証人の請求があったときは、債権者は、保証人に対し、遅滞なく、主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を提供しなければならないとされた。

なお、債権者に対して情報を求めることができる保証人の態様を「委託を受けた保証人」に限定した理由は、債務不履行の有無や主

債務の額などは主たる債務者の信用などに関する情報であるから、主たる債務者の委託を受けていない場合にまで、これらの情報を請求する権利を与えるのは相当でないからと説明されている。

#### B 主たる債務者が期限の利益を喪失した場合の情報提供

改正民法 458 条の 3 の規定では、主たる債務者が期限の利益を有する場合において、その利益を喪失したときは、債権者は、保証人に対し、その利益の喪失を知った時から 2 箇月以内に、その旨を通知しなければならないとされ（同条 1 項）、この期間内に通知をしなかったときは、債権者は、保証人に対し、主たる債務者が期限の利益を喪失した時からこの通知を現にするまでに生じた遅延損害金（期限の利益を喪失しなかったとしても生ずべきものを除く。）に係る保証債務を請求することができないとし（同条 2 項）、本条の規定は、保証人が法人である場合には、適用しないとされた（同条 3 項）。

なお、本条の規定において、保証人が法人の場合を適用除外としている理由は、保証人が法人である場合には保証債務の負担が増大してもそれによって生活の破綻といった極めて深刻な事態が直ちに生じないことや、保証人からの請求がなくても債権者に情報提供義務を課すものであるため、真に必要な場合に限って債権者に義務を課すのが適切であることなどを考慮したものであるとされている。

### （2）租税法における保証債務

#### イ 租税法における私法の適用関係

金子宏教授は、租税法律関係について、国家と納税義務者との間の債権・債務関係、すなわち債務関係であるが、それは私法上の債務関係と異なる種々の特質をもっていると述べ、第一に、租税債務は法定債務であること、第二に、公法上の法律関係にあること、第三に、租税が公共サービスの資金調達手段として強い公益性を帯びていることとその確定と徴収が公平・確実かつ迅速に行われなければならないことを理由に私法上の債権者には見られない特権（質問検査権・自力執行権・滞納処

分に当たっての一般的優先権等)の行使が認められていることを挙げている。そして、これらの特権を取り除けば、租税法律関係は私法上の債務関係に異ならないものとなり、租税法律関係についても、それを排除する明文の規定ないし特段の理由がない限り、私法規定が適用ないし準用されると解すべきであろうと説明されている。また、判例の立場も、租税債権の成立、すなわち租税の賦課は権力関係によって生じるのであるが、一旦成立した租税債権の実現については、租税法に特別の規定がない限り、私債権と区別する必要がないという考え方が基本にあると考えられる。

#### ロ 納税保証の性質と履行状況の情報提供の必要性

租税法上の保証契約ないし保証債務は、租税債権者である国と納税保証人との間の契約によって成立し、主たる納税者の納税義務に対し補充性・附従性を有する点で、私法上の保証債務の成立及び性質と基本的に共通した性質を持っているといえる。そのため、主たる納税者の納税義務と納税保証人の保証債務との関係においては、原則、保証債務に関する民法規定が類推適用されると解し、実務上の運用が行われているところである。

今般の民法改正によって新設された改正民法 458 条の 2 の規定の趣旨は、保証債務の予見可能性を高めるといふ保証人保護を目的とするものであり、納税保証人にとっても共通するものがある。加えて、納税保証人に催告の抗弁権や検索の抗弁権が認められていないことの反射として、納税保証人から求めがあれば主たる納税者の履行状況を開示可能とすることで、国と納税保証人の権利義務の均衡が保たれるといふことがいえ、この点からも、情報提供の必要性が認められる。

そのため、改正民法 458 条の 2 の規定を租税法に類推適用できると解し、情報提供を行うことも考えられるが、税務職員に加重に課せられた守秘義務との関係をみたときに、納税保証人に対する情報提供が守秘義務規定と齟齬を来たすことにならないか疑問が生ずるところである。

### (3) 履行情報の提供と守秘義務の解除

#### イ 税務職員の守秘義務の意義

国家公務員法 100 条 1 項及び 2 項は、一般職の国家公務員の守秘義務について規定し、同法 109 条 12 号は、これに違反して秘密を漏らした者は 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する旨の罰則を定めているが、通則法 127 条では、更に、税務職員の守秘義務について、国家公務員法上の一般規定より重い罰則規定（2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金）を設けている。

税務職員にこのような加重の守秘義務が課されているのは、税務調査の権限は租税の確定・徴収を確実にを行うためののみ認められた権限であり、それによって得られた納税者等の秘密は、外部に漏れないよう厳格に守られなければならないという理由からである。加えて、そうした秘密を保護することによって、納税者が税務当局に対して事業内容や収支の状況を自主的に開示・申告しても、また、税務調査等に納税者や取引先等の第三者が協力しても、税務職員によりこれが公開されないことを保障して、税務調査等の税務事務への信頼や協力を確保し、納税者や第三者の真実の開示を担保として、申告納税制度の下での税務行政の適正な執行を確保することを目的とするものである。

#### ロ 守秘義務が解除される場合

法令により守秘義務が解除される例としては、民事訴訟法 191 条 1 項（公務員の尋問）、刑事訴訟法 144 条（公務上秘密と証人資格）、生活保護法 29 条、通則法 97 条の 3 第 1 項、徴収法 55 条などが挙げられ、開示の目的に応じて必要な措置が設けられている。

一方、個別法によらずとも、開示すべき正当な理由が存在することにより違法性が阻却され、守秘義務違反に問われない場合がある。税務職員の守秘義務に関する裁判例を俯瞰すると、法益の比較衡量によって判断がなされており、第一に、情報開示の目的が何であるか、第二に、開示によって達成できる目的は社会通念に照らし納税者の秘密保持の利

益に優先するのか、第三に、納税者の秘密保持の利益に優先するとしても、開示する内容は当該目的を達成するために必要なものに限らなければならない、ということが共通して読み取れる。

#### ハ 改正民法 458 条の 2 の類推適用の可否

租税法の保証債務の本質（補充性・附従性）は私法上の保証債務と何ら変わりがなく、かつ、納税者及び納税保証人がこの本質を踏まえ、両者合意の下に保証契約がなされていることからすれば、こうした法律上の利害関係にある納税保証人にまで主たる納税者の履行状況を秘匿にすることは、納税保証人の保護法益との比較衡量において妥当とはいえないと考えられる。また、納税保証人からの情報請求を認め当該情報を提供することは、納税保証人から主たる納税者への監督又は支援効果が期待でき、租税債権の確保という観点では、むしろ納税保証人に履行状況を開示した方が適正かつ公平な賦課徴収の実現が図れるという点において、法益の比較衡量によって守秘義務が解除されると判断した裁判例と共通するところがあると考えられる。

すなわち、税務職員の守秘義務との関係においては、改正民法 458 条の 2 の規定を租税法に類推適用することに問題は生じないと解されることから、納税者の滞納状況につき、いかなる第三者にも開示してこなかった従来運用を変更し、納税保証人に限っては、必要以上の情報が開示されることのないよう開示範囲を明確にし、その範囲で開示可能とする運用を行ってはどうかと考える。

#### ニ 各種納税緩和措置において情報提供すべき内容との整合性

改正民法 458 条の 2 の規定が類推適用できるかどうかには当たっては、同条に規定する情報提供内容と租税法の各種納税緩和措置において情報提供すべき内容に齟齬が生じることがないか、その開示範囲について精査する必要がある。

担保の提供を求める納税緩和措置には、①納税の猶予（通則法 46 条 2 項及び 3 項）、②換価の猶予（徴収法 151 条及び 151 条の 2）、③延納

(相続税法 38 条、所得税法 132 条)、④納期限の延長(酒税法 30 条の 6、たばこ税法 22 条等)、⑤保全担保(酒税法 31 条、たばこ税法 23 条等)、⑥差押えの猶予(通則法 105 条 3 項)、⑦繰上保全差押え又は保全差押えをしないことを求める申出(通則法 38 条 4 項、徴収法 159 条 4 項)があり、これらの情報提供すべき内容を各々検証したところ、改正民法 458 条の 2 に定める情報提供内容に対応して、第一に、「納期限(猶予においては分割納付期限)までに完納されていない国税の有無」、第二に、「情報提供の請求時点における滞納税額(延滞税等の附帯税を含む)、第三に、猶予又は延納のような分割の方法により納付されるものにあつては「分割納付期限までに履行されていないものの額」という内容に集約できることを確認した。いずれの納税緩和措置においても、改正民法 458 条の 2 の規定との整合性があることが認められ、同条の類推適用が可能であると解することができる。

#### ホ 連帯納付義務者に対する情報提供の要否

連帯納付義務者も、主たる納税者の納税義務について責任を負う第三者である点においては納税保証人と同様であり、国に改正民法 458 条の 2 に規定する情報提供義務を当てはめることが妥当するのかが問題となる。

この点、連帯納付義務は相続税法 34 条によって法律上当然に生じる義務であり、当該義務が課されることにつき、納税保証契約にみられるような当事者の意思(主たる納税者の意思や連帯納付義務者の意思)が伴わないものである。今般の改正民法 458 条の 2 の規定を設ける検討過程においても、主債務の履行状況に関する情報は主たる債務者の財産的信用に関わるものであることに照らし、主たる債務者から保証の委託を受けていない(主たる債務者の意思が働いていない)、いわゆる無委託保証人に対してまで、その情報の提供を求める権利を付与するのは相当でないとの結論に至っていることから、主たる納税者の納税義務の確定によって自動的に義務が確定する連帯納付義務者もこれと同様に捉え、情

報提供を求める権利を付与すべきではないといえることができる。加えて、連帯納付義務者は主たる納税者と親近性があり、主たる納税者の納税義務の内容を相当程度知り得る立場にあることからしても、あえて債権者である国から情報提供する必要性は認められないし、平成 23・24 年度の税制改正により、連帯納付義務者の予見可能性が高められ、かつ、長期間経過してから連帯納付義務の追及を受けることもなくなった点を踏まえると、改正民法 458 条の 2 の情報提供の適用を連帯納付義務者にまで拡大して立法措置する必要性はないものと考えている。

#### (4) 租税法と改正民法 458 条の 3 の規定との関係

上記 (3) までは、保証人に対する主たる債務者の履行状況に係る情報提供(改正民法 458 条の 2)について、租税法との関係を考察してきたが、ここでは、主たる債務者が期限の利益を喪失した場合の保証人に対する情報提供義務(改正民法 458 条の 3)について、租税法への適用関係を考察する。

##### イ 租税法における期限の利益を喪失した旨の通知と問題点

あらためて、改正民法 458 条の 3 の規定を確認すると、第 1 項において、主たる債務者が期限の利益を有する場合において、その利益を喪失したときは、債権者は、保証人に対し、その利益の喪失を知った時から 2 か月以内に、その旨を通知しなければならないとされ、第 2 項において、この通知をしなかったときは、債権者は、保証人に対し、主たる債務者が期限の利益を喪失した時から同項の通知を現にするまでに生じた遅延損害金(期限の利益を喪失しなかったとしても生ずべきものを除く。)に係る保証債務を請求することができないこととされている。そして、第 3 項では、本条の規定は、保証人が法人である場合には適用しないとされている。

租税法において、主たる納税者が期限の利益を喪失する場面としては、納税(換価)の猶予の取消し及び延納の取消しが行われた場合が想定される。猶予等を取り消した時は、主たる納税者に対し、納税(換価)の

猶予取消通知書又は延納許可取消通知書が送達され、主たる納税者は当初認められていた猶予期限ないし延納期限の利益を喪失することとなる。一方、納税保証人に対しては、主たる納税者が期限の利益を喪失した旨を理由附記した納付通知書の送達によって、納税告知を行う。

上記のとおり、改正民法 458 条の 3 第 2 項では、保証人に対し、定められた期限までに、期限の利益を喪失した旨の通知をしなかったときは、懈怠していた期間に生じた遅延損害金に係る保証債務を請求できないこととされているため、同条の租税法への適用関係の解釈如何によっては、保証債務に係る租税の一部が徴収できない場合が想定される。

この点につき、今般の民法改正において同条を新設した趣旨が、長期間、保証人に対し通知されない場合に発生する遅延損害金を問題視しており、租税法上の保証債務であっても保証人に生じる不利益は、私法上のものと何ら変わるものではないため、基本的には同条の内容を踏襲して租税法への適用関係を検討すべきであると考える。

#### ロ 改正民法 458 条の 3 の租税法への類推適用の可否

改正民法 458 条の 3 第 1 項における通知規定、及び同条 2 項における当該通知を遅滞した場合の制裁規定は、同条 3 項により保証人が法人である場合は適用しないとしている。通則法における期限の利益を喪失した旨の通知（＝納付通知書の理由附記）は、保証人が個人であるか法人であるかを問わず行っているにもかかわらず、通知に遅滞があった場面では、個人保証人には保証債務が請求できない規律を適用するが、法人保証人には適用しないとする場合には、租税徴収の公平性の観点から違和感を感じざるを得ない。

また、納税保証人から保証債務の履行を求める通則法 52 条 1 項の規定は、文理解釈上、納税保証した滞納額全額を納付させると読むのが自然であると思われる。通則法の規定は、納税保証した国税全額を請求した上で、その後、通則法に定める延滞税免除事由が納税保証人固有の事実として生じれば、納税保証人に対し延滞税免除する法律構成になって

いるのに対し、改正民法 458 条の 3 の規定は、保証債務の履行を求める段階で、初めから保証債務の一部を請求することができないと解されることから、この点で両者の規定に齟齬が生じており、同条の類推適用はできないものと考えられる。

そのため、租税法にも改正民法と同様の制裁規定を置いたところで、制裁に係る部分を保証債務から減額することを明記して納税保証人に請求する措置を講じることが最も適切ではないかと考え、通則法 52 条 1 項の条文改正（第 4 章 3 参照）を提案したい。

### 3 まとめ

納税保証については、主たる債務が公法上の債務であるにせよ、その本質は私法上の保証債務と何ら変わるところがなく、保証人保護等の観点からは、納税保証人に対しても主たる納税者（主たる債務者）の履行状況につき情報提供する必要性が認められる。しかし一方で、適正な税務行政を執行する上で加重の義務を課している租税法上の守秘義務規定が、情報提供を定めた民法規定を排除することにはならないかという疑問があり、ここに問題意識を持ちながら検討を進めてきたところである。

この点、納税保証人への情報開示に直接関連した裁判例は見当たらないが、税務職員の守秘義務に関連する複数の裁判例等を踏まえ検討したところ、主たる納税者の履行状況について納税保証人に情報提供することは、租税法上の守秘義務に抵触することがないとの結論に至った。過去の裁判例では、一般に、守秘義務が解除されるかどうかを法益の比較衡量を用いて判断しているところであり、主たる納税者と納税保証人の間で、保証債務を負ってもらう、ないしは負うことにつき、両者が合意して納税保証契約が結ばれていることからすれば、こうした関係にある納税保証人に対してまで、主たる納税者の履行状況を秘匿にすることは、納税保証人の保護法益との比較衡量において妥当ではないと考えられる。国は納税者の財産状況や収支状況など様々な情報を保有しているが、主たる納税者の履行状況に限って開示するならば、

納税者等の協力・信頼の上に成り立つ税務行政の執行を妨げることにはならず、税務職員に課せられた加重の守秘義務の趣旨を損なうことにはならないものと考えた。そして、改正民法 458 条の 2 が定めた履行状況に関する情報項目と租税法の各種納税緩和措置に係る情報とに齟齬が生じないことを確認し、同条の規定を租税法に類推適用できるという結論を導き出したところである。

ただし、これを正面から肯定する学説や蓄積された判例等がないことも事実であり、守秘義務の問題は、税務行政の根幹に関わる問題でもあることから、関係部署における組織的な検討が必要になるかと思われる。検討の方向性としては、法的安定性を図る上で、租税法に民法と同様の規定を盛り込むことも選択肢として当然あるかと思うが、その点、本稿が、これからの検討に際して、何らかのお役に立てればということをお願いしている。

なお、本稿では、改正民法 458 条の 2 とは異なる情報提供義務である、改正 458 条の 3 の規定（主たる債務者が期限の利益を喪失した場合における情報提供義務）の租税法への適用関係についても触れた。これについては、民法改正において同条を新設した趣旨が、納税保証人に対しても妥当するところ、租税徴収の公平性に関わる問題や現行租税法の法律構成と齟齬を来たすことなどもあり、所要の立法措置が必要ではないかという提案をしたところである。もっとも、徴収実務において重要なのは、納税保証人に対する通知がその通知期限を徒過したために、本来請求できる保証債務が請求できなくなってしまうという事態を完全に防止することであって、これに対応した適正な事務処理の構築を図っていくことが肝要であると思われる。この点、どのような管理方法が有効であるかが今後の課題として残るところであり、引き続き検討しなければならないものと考えている。

目 次

はじめに	294
第 1 章 民法における保証債務	298
第 1 節 保証債務の性質と保証人保護	298
1 保証債務の概要	298
2 保証人保護に関する議論と方策	299
第 2 節 保証人への各種情報提供義務の創設	300
1 契約締結時の説明義務及び情報提供義務	300
2 主たる債務の履行状況等に関する情報提供義務	302
3 小括	306
第 2 章 租税法における保証債務	307
第 1 節 租税債権と私債権の比較	307
1 租税債権の特殊性	307
2 租税徴収における私法の適用関係	309
3 小括	312
第 2 節 納税保証の性質と履行状況の情報提供の必要性	313
1 納税保証の法的性質	313
2 納税保証人からの徴収手続と抗弁権の否認	318
3 履行状況に関する情報提供の必要性	320
第 3 章 履行情報の提供と守秘義務の解除	325
第 1 節 民間部門における守秘義務	325
1 金融機関に課せられている守秘義務	325
2 特定の職業の者に課せられている守秘義務	327
第 2 節 税務職員の守秘義務	327
1 税務職員に課された加重の義務	328
2 守秘義務が解除される場合	328
3 改正民法 458 条の 2 の類推適用の可否	340

第 3 節 履行状況に関する情報提供内容の個別検討	341
1 改正民法 458 条の 2 における情報提供内容の範囲	341
2 租税法の納税緩和措置と情報提供内容の範囲	342
3 小括	354
第 4 節 連帯納付義務者に対する情報提供の要否	355
1 連帯納付義務の性質	356
2 納税保証との相違点	357
3 連帯納付義務の履行を求める際の手続整備の変遷	359
4 小括	363
第 4 章 租税法と改正民法 458 条の 3 の規定との関係	364
1 改正民法 458 条の 3 の規定の内容	364
2 租税法における期限の利益を喪失した旨の通知と問題点	367
3 改正民法 458 条の 3 の租税法への類推適用の可否	373
結びに代えて	381

## はじめに

### 1 問題の所在

2020（令和 2）年 4 月から施行される改正民法は、いわゆる債権法の規定について、企業や個人の取引社会を支える最も基本的な法的基礎である契約に関するものを中心に、社会・経済の変化へ対応するための見直しを行うとともに、国民一般に分かりやすいものとするを目的として、実務で通用している基本的なルールを適切に明文化することとしたものである。民法典の制定（1898 年施行）以来、約 120 年ぶりの大幅な見直しとなったことから、改正項目は多岐にわたり、条文の解釈として蓄積された判例や学説を踏まえ、確立されている判例のルールや解釈論を法律に取り込む検討が長きに渡り行われ、平成 29 年 5 月の通常国会で可決成立した。

ところで、租税徴収は、民法との関わりにおいて、極めて深い関係にあるといえる。すなわち、私人の経済活動から生じる債権を対象にして滞納処分を執行したり、租税債権者としての立場から債権者代位権や詐害行為取消権を行使できるなど、民法規定を執行の前提とし、ないしは準用して執行が行われる場合が多い。今般の民法改正は税務執行における租税徴収に幅広く影響を及ぼすものと考えられるところ、国会では、保証債務の議論、とりわけ個人保証における保証人保護の拡充策の審議に多くの時間が割かれたようであり、保証人担保制度を有する租税法においても民法改正の内容を踏まえた検討が必要であろうと認識したため、本稿は、改正民法で新設された保証人に対する情報提供を取り上げ、税務執行上の課題を抽出し研究・整理することを目的とした。

問題の所在は、今般の民法改正による保証人保護の拡充策として、債権者が保証人に対し主たる債務者の履行状況等に関する情報を提供することが義務付けられた（改正民法 458 条の 2 及び 458 条の 3）ことに端を発する。

改正民法 458 条の 2 の規定は、主たる債務者が債務不履行に陥った際、保証人が長期間にわたってそのことを知らず、保証人が請求を受ける時点に

なって予期しなかった多額の遅延損害金の履行を求められるという酷な結果が生じる場合があることから、これを避けるため、主たる債務者の履行状況について保証人が確実に知る手段として設けられたものであり、加えて、債権者が主たる債務者の履行状況を提供するに当たり、債権者において守秘義務に抵触するおそれを排除するためのものであるとされる。

租税法においても、例えば、国税通則法（以下「通則法」という。）46 条 2 項及び 3 項に規定する納税の猶予や国税徴収法（以下「徴収法」という。）151 条及び 151 条の 2 に規定する換価の猶予は、原則、担保の提供を受けた上で、最長 1 年の猶予期間での分割納付を可能とするものであり、担保として保証人による保証が提供される場合がある。代表者が主宰法人の滞納国税を納税保証するといった、主たる納税者の分割納付の履行状況を常に把握できるような関係にある場合を除き、租税法における保証人も保証債務を請求される場面になって、延滞税の発生による予期せぬ額の債務を負う危険性を抱えているという意味では、私法上の保証債務と何ら変わるところはない。この点、改正民法における情報提供規定の趣旨は、租税法における保証人にも妥当するように思える。

しかしながら、現行法の下では、国家公務員の守秘義務は国家公務員法 100 条のほか、通則法 127 条において税務職員に対して更に重い守秘義務（罰則）を課しており、改正民法の規定があるからといって、そのまま租税法上の保証人に対して情報提供することを認めるかどうかは慎重に検討すべきものと思われる。

また、国税の場合、保証人の保証債務と同様、主たる納税者の納税義務と主従関係にあるものとして、相続税の連帯納付義務や第二次納税義務が設けられている。特に、相続税法 34 条に基づき相続人に対して連帯納付義務を追及した場合、連帯納付義務者は自らの相続税の納付を既に済ませていても、連帯納付義務の督促を受ける場面では不意打ち感を抱いてしまったり、他の相続人が納付すべき相続税をなぜ自分が負担しなければならないのかといった抵抗感を抱かせてしまうなど、連帯納付義務の追及に際し訴訟となること

が少なくない。このような側面を捉えると、相続税の連帯納付義務者には保証人と類似した問題が存在するように考えられる。この点、改正民法における保証人保護の目的と同様に、連帯納付義務者に対しても、主たる納税者の納付状況を情報提供すべきかが問題となるところである。

更に、改正民法 458 条の 2 とは異なる情報提供義務となるが、改正民法 458 条の 3 では、主たる債務者が期限の利益を喪失したときに、債権者がその旨を情報提供しなかった場合、一定期間の遅延損害金に係る保証債務が請求できなくなることを規定している。これがそのまま租税法に適用されるとすると、延滞税に係る保証債務が請求できないといった場面が生じることも考えられ、同条の租税法への適用関係についても整理すべきとして、問題としたところである。

## 2 研究の進め方

研究に当たっては、まず、民法改正によって設けられた保証人への情報提供義務が税務執行にどのような影響を及ぼすかについて検証を行うため、第 1 章において、法制審議会民法（債権関係）部会（以下「民法債権部会」という。）がどのような問題意識を持ちながら改正案をまとめていったのかという点につき整理し、改正法の規定の内容を確認する。

第 2 章では、租税債権の特殊性や租税法における民法の適用関係を考察した上で、租税法における納税保証について、現行民法の保証債務の規定がどのように関わっているのか、そして、新たに義務化された改正民法 458 条の 2 における履行状況の情報提供が、納税保証の性質や実態面に照らして、納税保証人にも必要と認められるのか検討を行う。

第 3 章では、第 2 章を受けて、納税保証人に対し情報提供を行うことが、税務職員に加重に課せられた守秘義務に抵触することはないか、税務職員の守秘義務の性質・内容について確認し、裁判例等も参考にしながら検討を進める。また、納税保証が担保となり得る手続は、納税の猶予等のほか延納や納期限の延長などがあり各税法に散在していることから、このような納税緩

和措置それぞれの内容を精査し、納税保証人に提供すべき情報の内容・範囲について、改正民法 458 条の 2 に規定する情報提供内容との整合性を確認する。更に、相続税の連帯納付義務者に対する主たる納税者の納付状況の情報提供について、連帯納付義務と保証債務の性質の違いや連帯納付義務制度の成り立ち等を踏まえ、保証人への情報提供義務と同様の措置を講じる必要があるか検討する。

最後に、第 4 章において、もう一つの論点である改正民法 458 条の 3 の租税法への適用関係について検討を行う。検討に当たっては、租税法における期限の利益を喪失した旨の通知の意義を確認した上で、租税徴収の公平性の観点などから民法同条の内容がそのまま租税法に妥当するものなのか、妥当しない部分があれば、どのような立法措置が必要となるのかについて考察する。

なお、民法条文の表記については、今般の民法改正による改正点が含まれる条文を「改正民法〇〇条」とし、改正点がないものについては単に「民法〇〇条」とした。

## 第 1 章 民法における保証債務

今般の民法改正によって設けられた保証人への情報提供義務が税務執行にどのような影響を及ぼすかについて検証を行うため、まず、保証債務に関する規定を改正した理由や背景がどこにあるのかという点を理解する必要がある。

そこで、本章では、民法債権部会がどのような点に問題意識を持ち改正案をまとめていったのかという点につき概観するとともに、改正法の規定の内容を確認する。

### 第 1 節 保証債務の性質と保証人保護

#### 1 保証債務の概要

保証債務は、いうまでもなく、債権担保の一形態であり、物的担保に対して人的担保と呼ばれるものである。すなわち、保証債務には、必ずそれによって担保される債務、いわゆる「主たる債務」が存在する。そして、保証債務は、その主たる債務の実現を、保証人の人的信用に依拠して、その総財産（一般財産・責任財産）を引当てとすることによって確実にすることを目的としたものである<sup>(1)</sup>。

保証債務は自ら独立した目的を有しないで、主たる債務を担保する目的のためにのみ存在する。そのため、保証債務は主たる債務に対して附従性を有する。具体的には、①主たる債務が不成立であれば、保証債務も成立しない（成立における附従性）、②主たる債務が弁済、時効等によって消滅すれば保証債務も消滅する（消滅における附従性）、③主たる債務よりも保証債務の方が債務の内容が重くなることはない（内容における附従性）<sup>(2)</sup>。改正前民法

---

(1) 我妻榮ほか『我妻・有泉コンメンタール民法—総則・物権・債権—〔第 5 版〕』852 頁（日本評論社、2018）。

(2) 大村敦志＝道垣内弘人編『解説民法（債権法）改正のポイント』245 頁（有斐閣、2017）。

では明確な規定はないものの、③から派生して保証契約成立後に主たる債務が加重されても保証債務は加重されないという一般的見解があり、民法債権部会では最終的にこれを明文化する提案がなされ、改正法（改正民法 448 条 2 項）に盛り込まれた。また、保証債務の附従性から、保証人は主たる債務者の有する抗弁権を援用することができるというのが通説となっており<sup>(3)</sup>、例えば、同時履行の抗弁権、契約不成立や無効の抗弁など抗弁権一般が明文化の対象とされたほか（改正民法 457 条 2 項）、主たる債務者が相殺権、取消権又は解除権の権利を債権者に対して有するときは、これらの権利の行使によって主たる債務者がその債務を免れる限度において、保証人は債権者に対して保証債務の履行を拒むことができるという通説<sup>(4)</sup>が明文化された（改正民法 457 条 3 項）。このように、保証債務の附従性については、これまで判例・学説で確立されていたものが明文化されたということであり、従来のルールが変更されたところはないといえる。

また、保証債務はその従たる性質から、債権者に対して二次的な地位にあり、主たる債務者が債務を履行しないときに、はじめて履行すればよい（民法 446 条 1 項）。これを保証債務の補充性といい、その法律的な現われとして、保証人は、債権者に対して、まず主たる債務者に請求せよという催告の抗弁権と、まず主たる債務者の財産に執行せよという検索の抗弁権を持つ<sup>(5)</sup>。

## 2 保証人保護に関する議論と方策

保証人保護の方策について、2004 年（平成 16 年）の民法改正では、「保証契約は、書面でしなければ、その効力を生じない」との規定（民法 446 条 2 項）が設けられた。これは、保証契約が個人的情義等から無償で行なわれることが通例であり、主たる債務者に債務不履行が生じない限りその責任が顕在化しないこともあって、その内容についての理解が不十分なまま契約が結

---

(3) 大村＝道垣内・前掲注(2)247 頁。

(4) 大村＝道垣内・前掲注(2)248 頁。

(5) 我妻榮・有泉亨・川井健『民法 2・債権法（第 3 版）』128 頁（勁草書房、2009）。

ばれることも多く、履行を求められて初めてその重大さを自覚するなど、保証人にとって過酷な結果を招きがちであるなどという指摘があり設けられたものである<sup>(6)</sup>。保証を慎重ならしめるためには、保証意思が外部的にも明らかになっている場合に限って法的拘束力を認めることが相当である<sup>(7)</sup>。なお、2004 年の民法改正では、保証人に対して、保証の内容や保証人が負う負担などを説明する義務を債権者に負わせるという方策は見送られたものの、参議院法務委員会では、銀行を始めとする融資機関の保証人に対する説明責任が十分に果たされるよう必要な措置を講ずるよう求める付帯決議がなされていた。

このような経緯の下、今般の改正では、より一層の保証人保護の拡充を行うべく、個人保証の制限が強化されるに至った。すなわち、事業のための貸金等債務を主債務とする保証契約について個人（事業の共同経営者など一定の場合を除く）が保証人となろうとする場合、保証人になろうとする者は公証役場に出向き、保証人が負う責任について理解したことを公正証書で示さなければならない。加えて、保証人が個人である根保証契約は、極度額を書面等で合意しない限り無効とすることや、債権者や主たる債務者から保証人に対し情報提供を行う義務など<sup>(8)</sup>が導入された。

## 第 2 節 保証人への各種情報提供義務の創設

### 1 契約締結時の説明義務及び情報提供義務

契約締結時の保証人に対する説明義務や情報提供義務については、学説でも提案されていたものである<sup>(9)</sup>。「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」

---

(6) 吉田徹＝筒井健夫編『改正民法〔保証制度・現代語化〕の解説』3頁（商事法務、2005）。

(7) 吉田＝筒井・前掲注(6)13頁。

(8) このほかに、保証人の求償権、連帯保証人について生じた効力について所要の改正が行われている。

(9) 民法（債権法）改正検討委員会編『詳解・債権法改正の基本方針Ⅲ－契約および債権一般（2）』428頁以下（商事法務、2009）、民法改正研究会編『民法改正 国民・

(以下「中間試案」という。)では、事業者である債権者が個人を保証人とする保証契約を締結しようとする場合には、保証人に対し、①保証人は主たる債務者がその債務を履行しないときにその履行をする責任を負うこと、及び②主たる債務の内容(元本の額、利息・損害金の内容、条件・期限の定め等)を説明しなければならないこととし、債権者がこれを怠ったときに保証人はその保証契約を取り消すことができるという考え方を示した上で、引き続き検討するものとされていた<sup>(10)</sup>。

しかし、中間試案後の審議では、これを債権者が負担すべき義務とするのは適当でなく、主たる債務者の側で負担すべき義務であるとし、「事業のために債務を負担する者」が保証人になろうとする者に対して、①主たる債務者の収入及び資産、②主たる債務以外の債務、③債務負担の目的である事業の収益状況、④主たる債務に係る他の担保の状況について説明義務及び情報提供義務を負うとする案が提示された。義務を負担すべき者を「債権者」から「主たる債務者」に変更した理由は、主たる債務者と保証人との間に保証委託契約の両当事者という関係がある場合に、主たる債務者に関する情報の提供義務を債権者に負わせることには合理性がないと考えられたことや、債権者が主たる債務者の資力について十分な情報を有しているとは限らないといったことによる。

また、主たる債務者による説明義務が履行されなかった場合の効果としては、債権者が主たる債務者による説明義務の不履行又は虚偽の説明の事実を知り、又は知ることができた場合に限り保証契約の取消しを認めるという規定案などが提案され、次のとおりの改正(新設)に至った。

(契約締結時の情報の提供義務)

**第 465 条の 10** 主たる債務者は、事業のために負担する債務を主たる債務とする保証又は主たる債務の範囲に事業のために負担する債務が含まれる根保証の委託をするときは、委託を受ける者に対し、次に掲げる

法曹・学界有志案』184 頁(日本評論社、2009)。

(10) 中間試案・第 17—6 (2)。

事項に関する情報を提供しなければならない。

- 一 財産及び収支の状況
  - 二 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
  - 三 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
- 2 主たる債務者が前項各号に掲げる事項に関して情報を提供せず、又は事実と異なる情報を提供したために委託を受けた者がその事項について誤認をし、それによって保証契約の申込み又はその承諾の意思表示をした場合において、主たる債務者がその事項に関して情報を提供せず又は事実と異なる情報を提供したことを債権者が知り又は知ることができたときは、保証人は、保証契約を取り消すことができる。
- 3 前二項の規定は、保証をする者が法人である場合には、適用しない。

この保証契約締結時の情報の提供義務については、当該義務の主体が「主たる債務者」であり、租税債権者である国は当該義務の主体になり得ないことや、「事業のために負担する債務」<sup>(11)</sup>の中に租税債務は含まれないと解されることから、租税法への影響はないものと考えられる。

## 2 主たる債務の履行状況等に関する情報提供義務

中間試案では、事業者である債権者が、個人を保証人とする保証契約を締結した場合、①保証人から照会があったときは、保証人に対し遅滞なく主たる債務の残額及びその他の履行状況を通知しなければならないこと、及び②主たる債務の履行が遅延したときは、保証人に対し遅滞なくその事実を通知

(11) 潮見佳男『民法（債権関係）改正法の概要』141頁（金融財政事情研究会、2017）では、「事業」とは、一定の目的をもってされる同種の行為の反復的・継続的な遂行を意味し、また、「事業のために負担した債務」とは、事業の用に供するために負担した債務を意味すると説明されている。また、「事業」概念については、岡正晶「平成 29 年改正民法（保証債務）における「事業」概念」金子宏・中里実編『租税法と民法』248頁（有斐閣、2018）が詳しく論述している。

しなければならないことを示した上で、これを怠ったときは、その義務を怠っている間に発生した遅延損害金に係る保証債務の履行を請求することができないものとするかどうかについて、引き続き検討することとされていた<sup>(12)</sup>。

#### (1) 主たる債務の履行状況に関する情報提供

中間試案後の審議では、上記①について、委託を受けた保証人が請求したときは、債権者は主たる債務者による債務不履行の有無や債務の残額などについて情報提供しなければならない旨の規律案<sup>(13)</sup>が提示された後、情報提供すべき事項の対象範囲について修正が加えられ<sup>(14)</sup>、最終的には法人である保証人も含めた上で、改正条文の形となった。なお、中間試案の段階では、情報提供義務を負う債権者の定義を「事業者である債権者」ということで事業を行っている債権者に限定して検討していたようであるが、改正条文の素案の検討段階で、「事業者である」という縛りはなくなり、単に、「債権者」という表現に変更されている<sup>(15)</sup>。その理由は定かではないが、文理上、これを広い意味での「債権者」とであると捉えることが自然であり、租税債権者がこの「債権者」の範疇に含まれるものとして考えるのが相当である。

また、債権者に対して情報を求めることができる保証人の態様を「委託を受けた保証人」に限定した理由は、債務不履行の有無や主債務の額などは主たる債務者の信用などに関する情報であるから、主たる債務者の委託を受けていない場合<sup>(16)</sup>にまで、これらの情報を請求する権利を与えるのは相当でないからであると説明されている<sup>(17)</sup>。なお、保証人保護の拡充策の

---

(12) 中間試案・第 17-6 (3)。

(13) 法制審議会民法（債権関係）部会「部会資料 76A」11 頁。

(14) 法制審議会民法（債権関係）部会「部会資料 80-3」20 頁。

(15) 法制審議会民法（債権関係）部会「部会資料 76A」11 頁。

(16) ごく稀ではあるが、主たる債務者の委託を受けていない者が保証人となるケースとして、保証しているということが主債務者に知れてしまうと主債務者が頑張らなくなるため、主債務者に対し保証契約の締結を知らせないでほしいといった事例があるようである。白石大ほか「鼎談・10 のテーマから学ぶ改正債権法の全体像」金法 2072 号 24 頁（2017）。

(17) 法制審議会民法（債権関係）部会「部会資料 76A」11 頁。

検討は個人保証の問題（個人の生活の破綻）が出発点になっていたため<sup>(18)</sup>、中間試案の段階では、保証人が法人である場合は適用除外とされていたが、審議が進む中で「債権者にとってみれば、本規定は保証人に対する情報提供について、債務者との関係で守秘義務を逃れる根拠となる規定であるとともに、法人保証人に債務者の履行状況について情報提供を受ける利益を享受させない理由はない」との指摘があり<sup>(19)</sup>、最終的には法人である保証人も対象に含めた形で改正がなされたようである。

**（主たる債務の履行状況に関する情報の提供義務）**

**第 458 条の 2** 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証した場合において、保証人の請求があったときは、債権者は、保証人に対し、遅滞なく、主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に從たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を提供しなければならない。

**（2）主たる債務者が期限の利益を喪失した場合の情報提供**

上記②について、中間試案後の審議では、主たる債務者が分割払いの定めによる期限の利益を有している場合に対象を絞り、主たる債務者が支払を怠ったために期限の利益を喪失したときは、債権者は遅滞なく保証人に対してその旨を通知しなければならないとし、この通知を怠ったときは、主たる債務者が期限の利益を喪失したことをもって保証人に対抗することができないとする一方、保証人がこの通知を受けた後の一定期間内に主債務の不履行分を履行すれば期限の利益を失わなかったものとみなすという

(18) 平成 25 年 4 月法務省民事局参事官室「民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明」226 頁では、「保証契約は、不動産等の物的担保の対象となる財産を持たない債務者が自己の信用を補う手段として、実務上重要な意義を有しているが、その一方で、個人の保証人が必ずしも想定していなかった多額の保証債務の履行を求められ、生活の破綻に追い込まれる事例が後を絶たないこと」が、問題の所在として挙げられていた。

(19) 法制審議会民法（債権関係）部会「第 92 回（平成 26 年 6 月 24 日開催）会議事録」37 頁以下〔中原委員発言〕。

規律が提案された<sup>(20)</sup>。その後、通知義務の懈怠に対する制裁については、主たる債務者が期限の利益を失った時から通知の時までに生じた遅延損害金を請求することができないという内容に修正された<sup>(21)</sup>。加えて、保証人が知らない間に遅延損害金が積み重なることは避けるべきという観点からは、「期限の利益」についてその対象を分割払いによる場合に限定すべきではないとの理由により、分割払いの定めによるかどうかにかかわらず、広く期限の利益を喪失した場合とするとともに、通知期間の起算点を「主たる債務者がその利益を失ったことを知った時」、通知期間を「2 か月以内」とする修正案が出され<sup>(22)</sup>、改正に至った。

**(主たる債務者が期限の利益を喪失した場合における情報の提供義務)**

**第 458 条の 3** 主たる債務者が期限の利益を有する場合において、その利益を喪失したときは、債権者は、保証人に対し、その利益の喪失を知った時から 2 箇月以内に、その旨を通知しなければならない。

2 前項の期間内に同項の通知をしなかったときは、債権者は、保証人に対し、主たる債務者が期限の利益を喪失した時から同項の通知を現にするまでに生じた遅延損害金（期限の利益を喪失しなかったとしても生ずべきものを除く。）に係る保証債務を請求することができない。

3 前二項の規定は、保証人が法人である場合には、適用しない。

なお、本条の規定において、保証人が法人の場合を適用除外としている理由は、保証人が法人である場合には保証債務の負担が増大してもそれによって生活の破綻といった極めて深刻な事態が直ちに生じないことや、保証人からの請求がなくても債権者に情報提供義務を課すものであるため、真に必要な場合に限って債権者に義務を課するのが適切であることなどを考

(20) 法制審議会民法（債権関係）部会「部会資料 70A」14 頁。

(21) 法制審議会民法（債権関係）部会「部会資料 78A」23 頁。

(22) 法制審議会民法（債権関係）部会「部会資料 78A」24 頁。

慮したものであるとされている<sup>(23)</sup>。

### 3 小括

以上、民法改正は、保証人に対する情報提供義務を 3 つの場面（①契約締結時、②主債務の履行段階、③主債務の期限の利益喪失時）に分けて、新たに規定したところであるが、債権者に情報提供義務が課される②及び③の場面では、租税債権者である国も義務の主体となり得ることから、第 2 章及び第 3 章では、改正民法 458 条の 2 の租税法への適用関係について具体的な検討を行い、第 4 章において、改正民法 458 条の 3 の租税法への適用関係を検討することとする。

---

(23) 筒井健夫=村松秀樹『一問一答民法（債権関係）改正』134 頁（商事法務、2018）。

## 第 2 章 租税法における保証債務

本章では、私債権にはない特質を有する租税債権について、まず、その特殊性が、租税法における民法の適用関係にどのように関係してくるのか、そして、これを踏まえ、改正民法 458 条の 2 の情報提供義務を、租税法における保証債務にも適用させる必要があるのかどうかについて、納税保証の性質や実態面に則して検討を行う。

### 第 1 節 租税債権と私債権の比較

#### 1 租税債権の特殊性

金子宏教授は著書の中で、「租税法律関係の中心は、国家と納税義務者との間の債権・債務関係、すなわち債務関係であるが、それは私法上の債務関係と異なる種々の特質をもっている」<sup>(24)</sup>と述べられている。その第一に、租税債務は法定債務であって、当事者間の合意によってその内容が定まるものではないこと、第二に、公法上の法律関係であって、それをめぐる法律上の訴訟は行政事件として行政事件訴訟法の枠組みの中で行われることを挙げている。そして、第三に、租税が公共サービスの資金調達手段として強い公益性を帯びていることとその確定と徴収が公平・確実かつ迅速に行われなければならないことを理由に私法上の債権者には見られない特権（質問検査権・自力執行権・滞納処分当たりの一般的優先権等）の行使が認められていることを挙げている<sup>(25)</sup>。

また、同じ著書の中で、これらの特権は、法律の規定に基づいて認められた権利であるから、その範囲は法律が明文をもって定めたものに限られるとし、解釈によってその範囲をみだりに拡大することは許されないと述べている。また、これらの特権を取り除けば、租税法律関係は、私法上の債務関係

---

(24) 金子宏『租税法（第 23 版）』31 頁（弘文堂、2019）。

(25) 金子・前掲注(24)32 頁。

に異なるものとなると述べ、租税法関係についても、それを排除する明文の規定ないしは特段の理由がない限り、私法規定が適用ないし準用されると解すべきであろうと説明されている。

また、租税債権に特殊性という性質が認められるとしても、現行の徴収法の制定ないしは制定以降において、租税債権の優先性が弱められ、私債権の位置付けにできるだけ近づけようとする傾向があることも、租税債権の性質を知る上では参考となる。昭和 33 年の租税徴収制度調査会の答申においては、「租税の徴収について自力執行性を承認するにしても、租税徴収のため私法秩序が不必要に乱れないようにできるだけ配慮すべきこと」が述べられ、租税債権と担保権付私債権との優先劣後の調整が図られた。そして、平成 16 年に全面改正された破産法においても類似の考え方が内在していたように思われる。旧破産法の下では、破産宣告前に成立した租税債権は、その全部が財団債権とされていたが、新破産法では、財団債権とされる租税債権を「破産手続開始当時、まだ納期限の到来していないもの又は納期限から 1 年を経過していないもの」に限ることとされ（破産法 148 条 1 項 3 号）、加算税及び延滞税等のうち一定の附帯税については劣後的破産債権として位置付けられ<sup>(26)</sup>、優先的に徴収確保できる範囲が縮小された。破産法改正作業に関する当時の立法資料によれば、滞納期間が一定期間続いた後に租税債権の優先性を削減することの根拠が、「徴収猶予等を行って滞納状態を続けさせているのは、国という租税債権者による債務者たる納税者に対する与信の一種であって、一般の私債権と区別する必要はない」という点にあったとされる<sup>(27)</sup>。

このように、租税債権の位置付けについて、学説や法整備の動向を踏まえると、一旦成立ないしは確定した租税債権は、特段の理由がない限り、私債権と区別する理由はなく、しかも、租税債権の特殊な効力が弱められ、一般

---

(26) ただし、財団債権となる租税債権から破産宣告後に発生する延滞税等は財団債権となる。

(27) 佐藤英明「破産法改正と租税債権」『租税徴収法の現代的課題（租税法研究第 33 号）・租税法学会』73 頁（有斐閣、2005 年）。

の私債権の立場にできるだけ近づけようとする方向に進んできたものと考えることができる<sup>(28)</sup>。

## 2 租税徴収における私法の適用関係

繰り返しになるが、租税債権において私法上の債権者に認められない各種特権を取り除けば、租税法関係は私法上の債務関係に異ならないものであり、それを排除する明文の規定ないし特段の理由がない限り、私法規定が適用ないし準用されると解するのが、通説・判例であると思われる。

以下に挙げた判例はこのような考え方に基づいて、私法適用がなされると判断しているものである。

### (1) 最高裁昭和 31 年 4 月 24 日判決

租税債権に対して民法の規定が及ぶことを明確に示した判例に、最高裁昭和 31 年 4 月 24 日第三小法廷判決（民集 10 卷 4 号 417 頁）がある。本件は、原告 X が土地を購入したが当該土地の所有権移転登記を行わなかったところ、前所有者 A の滞納に基づいて当該土地に国税滞納処分による差押えがされ、その後の公売処分により、買受人 Z に所有権の移転登記がされたことに伴い、原告 X が民法 177 条は公売処分に適用がないなどと主張して、公売処分の無効確認、公売による所有権移転登記の抹消を求めた事例である。最高裁は、民法 177 条の適用関係について、「国税滞納処分においては、国は、その有する租税債権につき、自ら執行機関として、強制執行の方法により、その満足を得ようとするものであつて、滞納者の財産を差し押えた国の地位は、あたかも、民事訴訟法上の強制執行における差押債権者の地位に類するものであり、租税債権がたまたま公法上のものであることは、この関係において、国が一般私法上の債権者より不利益の取扱を受ける理由となるものではない。それ故、滞納処分による差押の関係においても、民法 177 条の適用があるものと解するのが相当である。」（下線

---

(28) 佐藤英明「租税徴収法における私法の適用」別冊ジュリ 228 号 27 頁（2016）。

筆者) と判示した。

本判決では、租税債権の滞納処分に民法 177 条が適用されることの根拠として、私法上の債権の強制執行との類似性があることを述べている。学説の多数も、①私法上の差押債権者は民法 177 条の第三者に該当すること、②強制執行と租税滞納処分とは、債権の強制的満足の段階において債務者の財産に対してなされる公権力の行使たる点で共通していることを指摘し、登記簿に従う差押えは徴収法の趣旨に合致するものと解している<sup>(29)</sup>。

本判決では、もう一つ留意すべき点がある。上記一般論を説示したのに続き、「国が登記の欠缺を主張するにつき正当の利益を有する第三者に該当するかどうか」の判断において、「かようにして滞納処分が実行され、公売が実施された以上、公売制度の信用を維持すべき国家の立場が、本件の事案の判断において、しんしゃくさるべき重要な要素の一つとして附加されることも、またやむを得ないところである。」と述べ、いわば租税債権が公法上の債権であるが故に「一般国民のために租税を徴収し公売制度の信用を維持すべき公益的な立場」が重要な考慮要素とされた点である。しかし、これには小林俊三裁判官による少数意見があり、「国税そのものの公的意義の重いことはいうまでもないが、国といえども、ひと度租税債権者として納税人と私法の支配する関係に入った以上、その特殊の性質から出て来る事項を除いては、法律の解釈適用についてすべて他の当事者と同等の地位に立つべきものである。」と付されている。

ここに、租税債権をできるだけ私債権と同様に捉えようとする立場が見て取れ、次の最高裁昭和 62 年判決ではこの点が明確に現れる。そこでは、「租税債権の公益的要素」は重視されなくなり、租税債権を特別な規定がある場合を除いて、一般の私債権と同様に扱う態度が形成されている。

## (2) 最高裁昭和 62 年 1 月 20 日判決

最高裁昭和 62 年 1 月 20 日第三小法廷判決 (訴月 33 卷 9 号 2234 号)

---

(29) 高橋滋「租税滞納処分と民法 177 条」別冊ジュリ 211 号 23 頁 (2012)。

は、X（原告・控訴人・上诉人）が自己の所有する不動産について登記を有していたところ、Xが知らない間に訴外Aへの本件不動産の所有権移転登記がなされ、Aが国税を滞納したため国が国税滞納処分として本件不動産を差し押さえ、その登記を経由して公売処分を行い、買受人Yに所有権移転登記をした事例である。このような事実関係の下、XがYに対して所有権移転登記の抹消手続を求め争われたものであるが、当初、Xは国に対して本件公売の無効確認を求めていたがこれを取り下げし、国は行政訴訟法 39 条による裁判所の通知を受けて訴訟参加した。

最高裁は、「不動産の所有者が、その不知の間に不実の所有権移転登記の經由されたことを知りながら、その存続を明示又は黙示に承認していた場合には、民法 94 条 2 項が類推適用されると解すべきであり、この場合に第三者が、同項の保護を受けるためには、自己が善意であつたことを主張立証するをもつて足り、その善意について無過失であることを主張立証するを要しないと解するのが相当である（最高裁昭和 42 年（オ）第 1209 号、第 1210 号昭和 45 年 4 月 16 日第一小法廷判決・民集 24 卷 4 号 266 頁、同昭和 43 年（オ）第 91 号昭和 45 年 9 月 22 日第三小法廷判決・民集 24 卷 10 号 1424 頁、同昭和 41 年（オ）第 231 号昭和 42 年 1 月 19 日第一小法廷判決・裁判集 86 号 75 頁参照）。そして、右にいう第三者とは、虚偽表示の当事者又はその一般承継人以外の者であつて、その表示の目的につき法律上利害関係を有するに至つた者をいい、不実の登記に係る名義人に対する滞納処分として右登記に係る不動産について差押をした行政庁及び当該公売に係る買受人は右にいう第三者に当たると解するのが相当である

（最高裁昭和 40 年（オ）第 204 号昭和 45 年 7 月 24 日第二小法廷判決・民集 24 卷 7 号 1116 頁、同昭和 29 年（オ）第 79 号昭和 31 年 4 月 24 日第三小法廷判決・民集 10 卷 4 号 417 頁、同昭和 42 年（オ）第 694 号昭和 44 年 11 月 14 日第二小法廷判決・民集 23 卷 11 号 2023 頁参照）。」（下線筆者）と判示した。

## (3) 神戸地裁平成 8 年 2 月 21 日判決

下級審の裁判例においても、特別の規定がない限り、租税債権への私法  
法理の適用を肯定するものが一般的となっている。

神戸地裁平成 8 年 2 月 21 日判決（訟月 43 卷 4 号 1257 頁）は、法人格  
否認の法理が租税債権にも適用されるかが問題になった事例である。この  
裁判において、原告は、租税滞納処分手続では法人格否認の法理は適用さ  
れないと主張したが、神戸地裁は、「国税滞納処分においては、国は、その  
有する租税債権につき、自ら執行機関として、強制執行の方法により、そ  
の満足を得ようとするものであって、滞納者の財産を差し押さえた国の地  
位は、あたかも、民事執行法上の強制執行における差押債権者の地位に類  
するものであり、租税債権がたまたま公法上のものであることは、この関  
係において、国が一般私法上の債権者より不利益な取扱いを受ける理由と  
なるものではない。言い換えれば、租税滞納処分については、租税債権の  
成立、すなわち租税の賦課は、権力関係であるとしても、いったん成立し  
た租税債権の実現、すなわちその執行については、特別の規定のない限り、  
私債権と区別する理由はないと解するのが相当である。」と判示し、原告の  
主張を退けている。

### 3 小括

租税は国が納税者に求める金銭的給付であるから、それは法的には「国が  
国民に対して有する金銭債権」として認識することも可能であり<sup>(30)</sup>、租税も  
「債権」である以上、私債権と同様の規律として民法等私法の規定が適用さ  
れ得る。租税徴収に対する私法の適用関係について、判例の立場は、租税債  
権の成立、すなわち租税の賦課は権力関係によって生じるのであるが、一旦  
成立した租税債権の実現については、租税法に特別の規定がない限り、私債  
権と区別する必要がないという考え方が基本にあると考えられる。

---

(30) 佐藤・前掲注(28)26 頁。

納税保証も租税債権を実現する上で必要なものの一つであるところ、次節では、納税保証に関する通則法の規定を概観し、現行民法の保証債務に関する規定の租税法への適用関係に触れながら納税保証の性質や実態について整理を行い、納税保証人に対する情報提供の必要性について検討を進める。

## 第 2 節 納税保証の性質と履行状況の情報提供の必要性

### 1 納税保証の法的性質

#### (1) 保証契約の成立

納税保証は、法律の規定に基づく行政契約<sup>(31)</sup>によって成立する。租税法は、通則法 50 条 6 号の規定により「税務署長等が確実に認める保証人の保証」を担保の種類の一つとして掲げ、通則法施行令 16 条 4 項の規定によって、保証人の保証を提供しようとする者は、保証人の保証を証する書面を税務署長等に提出しなければならないとしている。国と保証人との契約関係について、東京高裁平成 3 年 7 月 17 日判決<sup>(32)</sup>は、納税保証契約は保証人が納税保証書を税務署長等に提出することにより納税の保証契約の申込みをし、税務署長が換価の猶予を決定したことによって、両者の間で通則法の規定による納税保証契約が成立したことを認めることができるとしている。この裁判例は、「換価の猶予」に当たり納税保証が担保として提供された事例であるが、換価の猶予以外の納税緩和措置に際し納税保証を行う場合の手続もこれと異なるところはないため、納税保証契約は、一般

---

(31) 芝池義一『行政法総論講義（第 4 版補訂版）』238 頁（有斐閣、2006）では、行政契約（ないしは行政上の契約）とは、「国又は地方公共団体などの行政体はその活動において締結する契約を総称していう」ものであり、「行政契約は、行政行為と同様に、具体的な権利義務の創設・変更等に関わる法行為であるが、両当事者の合意に基づいて行われる点において、一方的権力的に行われる行政行為とは区別される。すなわち、行政行為が権力的法行為の一つであるのに対し、行政契約は非権力的な法行為である」と説明されている。

(32) TKC 判例等データベース参照。第一審は東京地裁平成 3 年 1 月 31 日判決、上告審は最高裁第二小法廷平成 4 年 1 月 24 日判決。

に、主たる納税者が、保証人が作成した納税保証書及び同人の印鑑証明書等を添付した担保提供書を提出することによって、保証人になろうとする者が主たる納税者の納付すべき租税につき保証することを税務署長等に対して意思表示（申込み）をし、その申込みを税務署長等が承諾することによって契約が成立するものと解される。

(2) 主たる債務者から委託を受けた保証であるか否か

債権者と保証人との間の保証契約は、主たる債務者から保証人が委託を受けて保証契約を結ぶ場合が一般的であるが、ごく稀に、主たる債務者から委託を受けずに保証契約が結ばれる場合があるといわれている。改正民法 458 条の 2 の規定が適用される保証契約は、「主たる債務者から委託を受けた保証」であることが要件とされているため、同条の租税法への適用関係を考える上で、租税法上の保証債務が、「主たる納税者から委託を受けた保証」であるかどうか問題となる。

この点、納税保証を担保として徴する場合は、担保提供書、保証人が作成した納税保証書及び同人の印鑑証明書等を、主たる納税者から提出させることとしており、通常、納税保証人が納税者から委託を受けないで保証する場面は想定されないが、実務では、納税者及び保証人に対し、保証人がその意思に基づき真正に保証したということを確認した上で担保を徴することとされ<sup>(33)</sup>、この場合の確認事項は、保証人が猶予等に係る国税の担保として保証をすることにつき、納税者に対して承諾を与えていること、また、担保する国税の額についても承諾を与えていることとされている<sup>(34)</sup>。したがって、納税保証は、保証人が「主たる納税者から委託を受けて承諾を与えた保証債務」であるということがいえ、改正民法 458 条の 2 に規定する保証契約の要件を満たしていると解することができる。

---

(33) 国税通則法基本通達 54 条関係 6。

(34) 国税庁 HP・平成 27 年 3 月 2 日付「納税の猶予等の取扱要領の制定について」(事務運営指針) 52 頁。

### (3) 保証債務の補充性・附従性

納税保証債務は、主たる租税債務とは法律的にはあくまで別個の債務であるが<sup>(35)</sup>、保証債務が成立する前提として主たる納税者の租税債務の存在があり、主たる納税者がその義務を履行しない場合において、その履行の責めを任せられることにより主たる租税債務を担保するものである（通則法 52 条 1 項参照）。したがって、納税保証は、主たる債務に対して、いわゆる附従性と補充性を有しているといえる。附従性とは、主たる債務が存在しない場合には成立せず、主たる債務が消滅すれば消滅し、主たる債務に変更があればこれに伴い変更される性質のことをいい、補充性とは、主たる債務の履行がない場合に初めて履行の責めが任せられる性質のことをいう。

納税保証人と主たる納税者との関係は、その性質に反しない範囲において、民法の保証債務に関する規定の類推適用が許されると解されており<sup>(36)</sup>、実務においては、次のとおり運用されている。

#### イ 主たる納税者につき納税緩和措置がされている場合

主たる納税者につき納税の猶予がされている場合、主たる債務に対する附従性から、主たる納税義務に対する納税の猶予の効果を受け、その納税の猶予をしている間は、その国税についての保証人に対して納付通知書若しくは納付催告書を発し、又は滞納処分をすることができないとされている<sup>(37)</sup>。一方、主たる納税者につき換価の猶予がされている場合は、その保証人に対して納付通知書若しくは納付催告書を発し、又は滞納処分をすることができる（ただし、換価については通則法 52 条 5 項の制限がある。）<sup>(38)</sup>。これは、納税の猶予が租税債務の履行を猶予するのに対し、換価の猶予は、租税債務自体の内容に変化がなく、特定の財産

(35) 北野弘久『税法の基本原理解（増補版 12 版）』91 頁（中央経済社、1973）。

(36) 浅田久治郎ほか『租税徴収実務講座（第 3 巻・特殊徴収手続）〔第二次改訂版〕』115 頁（ぎょうせい、2010）。

(37) 国税通則法基本通達 52 条関係 6。

(38) 国税通則法基本通達 52 条関係 7。

の換価処分を猶予するものであるから、附従性の問題が生じないと解されていることを理由とする<sup>(39)</sup>。

なお、主たる納税義務は保証債務に対し附従性を有しておらず、保証人の保証に係る国税についてした納税の猶予の効力は、主たる納税者に影響を及ぼさない<sup>(40)</sup>。

#### ロ 主たる納税者が納税義務を履行した場合

主たる納税者が納税義務を履行した場合において、その履行した額が納税義務の全部のときは、保証債務の全部が消滅し、納税義務の一部のときは、その一部の履行により、主たる納税者の納付すべき税額が保証債務額より少額となるとときに限って、その差額の範囲内で消滅する<sup>(41)</sup>。

なお、保証人が保証債務を履行した場合は、主たる納税者の納税義務もその履行した額の範囲内において常に消滅する<sup>(42)</sup>。

#### ハ 時効中断の効力

主たる納税者に対する履行の請求その他の事由による時効の中断の効力は、保証人に対してもその効力を生ずる（改正前民法 457 条 1 項、改正民法 457 条 1 項も同旨）。また、以下にみる裁判例では、主たる納税者の納税義務が時効により消滅すれば、保証債務も消滅すると解されているので、主たる納税義務の消滅時効が完成するおそれがあり、時効中断のため他に適当な方法がないときは、必要に応じ、主たる納税義務の存在確認の訴えの提起により時効中断の措置をとることとされている<sup>(43)</sup>。

東京地裁昭和 39 年 3 月 26 日判決（下級民集 15 卷 3 号 639 頁）は、納税保証の附従性について、私法上の保証債務の性質と何ら変わるものでないことを述べている。本判決の事例は、A 会社の代表取締役である

(39) 浅田ほか・前掲注(36)53 頁、115 頁。

(40) 国税通則法基本通達 52 条関係 6。

(41) 武田昌輔監修『DHC コメントール国税通則法』2514 頁（第一法規、1982）。

(42) 浅田ほか・前掲注(36)115 頁。

(43) 国税通則法基本通達 52 条関係 9。

X（原告）が、同会社の納付すべき法人税について納税保証をしていたが、A会社には資産がなかったため、国は差押えにより法人税滞納の時効を中断することができず、当該法人税の徴収権の消滅時効が完成したところ、これに対し、Xの保証債務については、当該法人税の徴収権の消滅時効完成前にX所有不動産に対する差押え等により時効中断の措置を採っていたものである。原告Xは、A会社の法人税滞納について消滅時効が完成した以上、これとともにXの保証債務も消滅したと主張したが、国は、本件のような場合には、A会社の法人税滞納の消滅にかかわらず、Xの保証債務は残存すると主張して争ったものである。東京地裁は、「国は、租税債務の時効中断の手段として、差押のほか、督促及び民事訴訟提起の手段を有するわけであり、そして、主債務が消滅することによって保証債務が消滅するのは、保証債務の性質に基づくものであって、主債務が公法上のものであるかどうかによって、この点につき区別を設けるべきなら合理的理由もない」（下線筆者）とし、主たる納税者の租税債務につき督促又は訴え提起等の時効中断の措置を採らず主債務の消滅時効が完成したことをもって、納税保証債務も消滅すると判示した。

## ニ 主たる納税義務につき限定承認があった場合

主たる納税者が死亡してその相続人が限定承認をした場合であっても、これは主たる納税義務の責任の消滅であって債務の消滅ではないから、保証債務には影響がない。主たる納税者が会社更生手続において、その国税につき免責された場合も同様である（会社更生法 204 条、会社更生法 203 条 2 項）<sup>(44)</sup>。

## ホ 求償権の行使

主たる納税者に対する求償権は、（改正）民法 459 条以下の定めるところによると解されている<sup>(45)</sup>。

(44) 浅田ほか・前掲注(36)55 頁、116 頁。

(45) 武田・前掲注(41)2515 頁。

#### (4) 小括

租税法上の保証契約ないし保証債務は、租税債権者である国と納税保証人との間の契約によって成立し、主たる納税者の納税義務に対し補充性・附従性を有する点で、私法上の保証債務の成立及び性質と基本的に共通した性質を持っているといえる。そのため、主たる納税者の納税義務と納税保証人の保証債務との関係においては、原則、保証債務に関する民法規定が類推適用されると解し、実務上の運用が行われているところである。

## 2 納税保証人からの徴収手続と抗弁権の否認

租税法における保証債務と私法上の保証債務の共通点については、先に述べたとおり、補充性及び附従性という保証債務の本質に関わる部分であり、納税保証人に対し保証債務を追及する場合は、これを基本にして、通則法に所要の手続が定められているが、当該手続に照らし、民法の保証債務に関する規定が適用されない部分があると解されている。

納税保証人から保証債務に係る国税を納付させる場合は、担保の提供されている国税がその納期限（納税の猶予等に係る期限を含む。）までに完納されないとき又は納税の猶予等の取消しによるときとされ（通則法 52 条 1 項）、納付させる金額、納付の期限、納付場所等を記載した納付通知書により告知を行わなければならない（同条 2 項）。それでもなお納税保証人が保証債務を履行しないときは、納付催告書による督促を経た上で（同条 3 項）、主たる納税者に対して滞納処分を執行してもなお不足があると認める場合に滞納処分を執行することとなる（同法 4 項）<sup>(46)</sup>。なお、主たる納税者の財産につき差押えしているものがあれば当該差押財産を換価に付した後でなければ、その保証人の財産を換価することができないとされている（同条 5 項）。

---

(46) 通則法 52 条 4 項の「滞納処分を執行してもなお不足があると認める」場合とは、納税保証人に対して滞納処分を執行しようとする時の現況において納税者に帰属する財産で滞納処分により徴収できるものの価額が、納税者の有する国税の総額に満たないと認める場合をいい、その判定は、滞納処分を現実に執行した結果に基づいてする必要がない（国税通則法基本通達 52 条関係 4）。

裁判例では、通則法 52 条各項で納税保証人に対する納付告知や滞納処分開始要件、保証人の財産の換価制限が定められていることを理由に、納税保証人には、民法 452 条（催告の抗弁）及び同法 453 条（検索の抗弁）は類推適用されないと解されている。

○ 東京地裁平成 22 年 4 月 27 日判決（税資（徴収関係判決）平成 22 年 順号 22-22）

「国税の保証人は、契約関係に基づいて国に対して保証債務を負うものであるから、その性質を踏まえ、民法の保証債務に関する規定を類推適用し得るものと解されるが、通則法 52 条 4 項は、保証人に対する滞納処分について、滞納者の財産について滞納処分を執行してもなお不足があると認めることを要件として定め、同条 5 項は、滞納者の財産を換価に付した後でなければ保証人の財産を換価に付することができない旨を定めており、保証人に対する滞納処分につき、保証人の附従性に係る規定を置いているところである。その一方で、同条 1 項は、保証人に対して納付通知書による告知（同条 2 項前段）をする要件として、ただ担保の提供されている国税がその納期限までに完納されないことを要件として定め、滞納者に対する催告や滞納処分の執行等を要件とはしていない。このように、保証人の附従性を踏まえたものと解される通則法 52 条の規定が置かれていること及び上記のような同条各項の定めに照らせば、納税保証については、民法 452 条（催告の抗弁）及び 453 条（検索の抗弁）は、いずれも類推適用されないものと解するのが相当である。」（下線筆者）

この点、学説においても、納税保証人に対する徴収手続は、その納税義務の補充性を考慮し、通則法 52 条に特別に定められているので、催告の抗弁権及び検索の抗弁権は有しないと解されている<sup>(47)</sup>。

なお、催告の抗弁権とは、債権者が保証人に対し債務の履行を請求したと

(47) 志場喜徳郎ほか『国税通則法精解（第 15 版）』592 頁（大蔵財務協会、2016）。北野・前掲注(35)108 頁。

きに、保証人が、まず主たる債務者に催告をなすべき旨を請求できる権利であり（民法 452 条本文）、保証人が催告の抗弁権を行使した場合、債権者が主たる債務者への催告を怠ったために弁済を得られなかった債務については、保証人は、債権者が直ちに催告をすれば弁済を得ることができた限度において、その義務を免れるとされる（民法 455 条）。

検索の抗弁権とは、保証人が、主たる債務者に弁済資力がありかつ財産の執行が容易であることを証明した場合に、債権者はまず主たる債務者の財産に執行をするべく、それまでは、保証人に対して債務の履行を請求することをできなくする権利である（民法 453 条）。保証人が当該事実を証明したにもかかわらず、債権者がその執行を怠った場合も催告の抗弁権の場合と同様の効果を生じさせる（民法 455 条）。

納税保証人に催告の抗弁権及び検索の抗弁権が認められないのは、保証債務にも強制徴収の観点から租税法律主義に基づいた確定・徴収手続が定められ、国が法に則って執行を行うべきことの裏返しである（保証人への滞納処分の制限や差押財産の換価制限を債権者たる国に課すことにより保証人を保護している）と考えられるが、別の見方をすれば、租税法上の保証債務の本質は私法上の保証債務と何ら変わらないにもかかわらず、保証人は自らの抗弁を主張できず国側の執行手続に保護法益（主たる債務者からまず執行されるべきでありそれまでは保証人に追求されないという法益）が委ねられていると捉えることもでき、この意味で、納税保証人は、民法上の保証人と比べ相対的に弱い立場にあると考えることができる。

### 3 履行状況に関する情報提供の必要性

#### (1) 主たる納税者と納税保証人の人的関係性

通則法 50 条各号では、納税者が納税緩和措置を受けるに当たり、提供できる担保の種類を限定列挙している。そのうちのひとつとして、「税務署長等が確実と認める保証人の保証」、いわゆる納税保証が定められている。税務署長等が確実と認める保証人とは、金融機関その他の保証義務を果たす

ための資力が十分であると認められる者をいい<sup>(48)</sup>、保証義務を果たすための資力が十分であるかどうかの判定は、その者の財産又は収入の状況等を総合して勘案し、その者に対して滞納処分を執行した場合において、保証に係る国税の全額の徴収が可能であると認められるかどうかの観点に立つて行うものとされている<sup>(49)</sup>。主たる納税者が法人の場合、一般的には、法人を主宰する代表者など経営者が納税保証したり、一方、主たる納税者が個人の場合は、当該個人が主宰する法人などが納税保証するケースが多いものと思われるが、そうではない場合も一定数あるものと考えられる。

参考までに、過去の裁判例において、主たる納税者と納税保証人との人的関係みると、仙台高裁昭和 41 年 1 月 24 日判決（上告審・最高裁昭和 41 年 9 月 8 日第一小法廷判決）<sup>(50)</sup>の事例は、個人事業を営む滞納者が、滞納国税に係る徴収猶予の許可を受けるため、実父と叔父による納税保証を担保として提供した事案であるが、実父等は納税保証に同意しておらず、勝手に滞納者が納税保証書を作成して提出したものであるとの主張を展開した。しかし、仙台高裁は当事者から提出された証拠に基づき事実認定を行った結果、実父等の主張を認めず滞納者に保証契約締結の代理権限を与えたものであると判示した。この事案における当事者の関係性について、判決内容から正確な事実関係を読み取ることはできないが、当初、納税保証した段階では、実父等は滞納者と生計を共にせず、田舎の農業経営に携わっていたようであり、滞納者の事業に直接関与していたわけではなく情義的に納税保証に同意したものと推察できる。

保証人からの情報請求ないしは債権者における情報提供義務が問題になるのは、経営者保証のような保証人ではなく、納税者の事業に直接関与していない第三者が保証人になっている場合であるが、上記裁判例にもある

---

(48) 国税通則法基本通達 50 条関係 6。

(49) 国税庁 HP・平成 27 年 3 月 2 日付「納税の猶予等の取扱要領の制定について」（事務運営指針）47 頁。

(50) 仙台地裁昭和 39 年 4 月 13 日判決・同 36 年（ワ）第 221 号、仙台高裁昭和 41 年 1 月 24 日判決・同 39 年（ネ）第 168 号参照（TKC 判例等データベース）。

とおり、このような第三者（別居の親族、知人・友人等）が納税保証人となるケースは一部に見受けられる。この点、このようなケースが少ないといいいながらも、当然これらの者の保護を見過ごすわけにはいかないし、国としては、これらの者からの情報請求にも対応できる措置を用意しておくべきではないかと考えられる。

なお、法人による保証については、保証行為がその法人の定款に定める目的の範囲内に属するものに限るとされ、その中には、①営利を目的とする法人でかつ納税者と取引上密接な関係がある法人がする保証<sup>(51)</sup>、②営利を目的とする法人でかつ納税者が役員となっている法人がする保証<sup>(52)</sup>も含まれると解されている<sup>(53)</sup>。一方、個人による保証に関しては、民法 450 条 1 項に掲げる条件（①行為能力者であること、②弁済をする資力を有すること）を備えていることを要するのみで、原則、納税者と保証人との関係を制約するものはないから<sup>(54)</sup>、保証人となり得る者は、税務署長等が保証義務を果たすための資力が十分であると認める者である限り、必ずしも納税者の事業に密接に関与していることを必要としない。

## （2）保証債務追求に係る予見可能性の確保

民法改正において情報提供義務を創設した趣旨は、主たる債務者が履行遅滞に陥っていないか、実際に保証債務を追求される場合にどれだけの履行をしなければならぬか、といった保証人の予見可能性を高める狙いがある。納税保証人が主たる納税者の履行状況を直接には知り得ない関係（別居の父母兄弟・親戚、知人・友人）にある場合は、納税者本人に確認をとっても、実際には不履行になっているにもかかわらずその後ろめたさから履行しているという虚偽の回答がなされる場合や、既に信頼関係が崩れ回答すらないといった場合も想

(51) 最高裁昭和 33 年 3 月 28 日第二小法廷判決（民集 12 卷 4 号 648 頁）参照。

(52) 東京高裁昭和 31 年 8 月 3 日判決（下民集 7 卷 8 号 2091 頁）参照。

(53) 志場ほか・前掲注(47)582 頁。

(54) 武田・前掲注(41)2459 頁。もともと、「保証すべき国税につき、民法 450 条 1 項の規定にかかわらず自己が連帯納付責任、納付責任又は第二次納税義務を負う場合は、保証人として適格とされないし、また親権者も、直ちに適格とくいきれない場合があるろう」と説明されている。

定されるなど、納税保証人が確実に確認できる方途は現行の租税法の下では存在しない。このような状況にある納税保証人にとっては、保証債務を被る予見可能性を確保することが特に難しい状況にあるといわざるを得ないため、民法上の保証人と同様に情報提供の必要性が認められる。他方、債権者である国の立場からすれば、納税保証人に対して情報提供することは、納税保証人からの主たる納税者への監督又は支援効果が期待でき、間接的にはあるが、主たる納税者の履行の確実性(租税の確実な確保)を高めることに繋がるのではないかと考えられる。

### (3) 催告の抗弁権及び検索の抗弁権が制限されていることとの均衡是正

納税保証債務は、保証債務であってもそれは租税法律関係の中にあり、租税債務の特殊性から認められている自力執行権に基づき、納税保証人から強制徴収する手続が通則法に明定化されている。これに伴って、納税保証人には債権者である国に対して催告の抗弁権及び検索の抗弁権が認められないと解されているのは前述のとおりであって、この点、私見ではあるが、私法上の保証債務に比べると、納税保証人の保護されるべき立場が制限されていると考えることもできる。したがって、催告の抗弁権及び検索の抗弁権が認められていないことの反射として、保証債務の追求を受ける前段階での保護策(主たる納税者の履行状況に係る情報提供義務)を設けることにより、国と納税保証人の権利義務の均衡が保たれるということがいえるのではないかと考える。

### (4) 延滞税額の算定の複雑性

延滞税はその計算方法が複雑であり、納税保証人において直ちに税額を計算することが難しい。通則法 15 条 3 項では、納税義務の成立と同時に特別の手続を要しないで納付すべき税額が確定する国税として、延滞税及び利子税が掲げられており、延滞税は自動確定するものとされている。しかし、平成 11 年年度税制改正前までは、年利 14.6% (日歩 4 銭) 及び一定期間につき年利 7.3% (日歩 2 銭) という利率が適用され計算が比較的容易であったが、改正後は、毎年の特例基準割合をベースにした税率を採

用していることなどから、当時と比べその計算は非常に複雑になっており、主たる納税者にいかほどの延滞税が発生しているのか、直ちに納税保証人が計算できるものとは考えにくい。

(5) 納税保証を担保提供する機会の増加

平成 26 年度に「申請による換価の猶予制度」が導入された後、換価の猶予件数は著しく増加の傾向にあり<sup>(55)</sup>、納税保証人による保証が担保提供されるケースもこれに応じて一定量増加しているのではないかと予想できる。

(6) 小括

以上、民法上の保証人と共通する必要性に加え、租税法律関係から生じる情報提供の必要性もあるものと考え、租税法上の保証人においても、改正民法 458 条の 2 の規定の趣旨は妥当するものとする。しかし一方で、通則法に定める税務職員に加重に課せられた守秘義務があり、納税保証人に対する情報提供が当該守秘義務規定と齟齬を来すことにならないか疑問が生ずるところである。

次章では、この点につき具体的な検討を進める。

---

(55) 第 193 回国会「参議院予算委員会会議録第 6 号」(2017 年 3 月 3 日) 25 頁〔麻生大臣発言〕参照。

## 第 3 章 履行情報の提供と守秘義務の解除

私法上の保証債務と同様、租税法上の保証債務を負う納税保証人に対しても情報提供の必要性は認められる反面、税務職員には一般公務員より加重の守秘義務が課せられていることから、守秘義務と情報提供との関係をどのように考えるかという問題が生じる。そこで、まず民間部門における守秘義務や国家公務員一般に求められる守秘義務の内容を踏まえた上で、税務職員に課せられている守秘義務について整理する。

### 第 1 節 民間部門における守秘義務

#### 1 金融機関に課せられている守秘義務

民法改正は、保証人に対する情報提供を 3 つの場面に捉えて新たな規定を設けたところであるが、そのうち、主たる債務者の履行状況に係る情報提供を義務付ける規定（改正民法 458 条の 2）の新設について、民法債権部会では、保証人への情報提供義務を民法に盛り込むことによって、私法上の債権者が負う守秘義務の問題が解消されるというメリットを主張した意見があった<sup>(56)</sup>。この点、金融機関が保持する顧客情報の開示については、訴訟等に発展するケースが少なからずあり、これまでも慎重な対応がなされていたことからの意見であったと考えられる。

民事訴訟における職業の秘密に係る文書提出命令に関する判決（最高裁平成 19 年 12 月 11 日第三小法廷判決・民集 61 卷 9 号 3364 頁）の中で、最高裁は、金融機関の守秘義務について、次のように述べている。

「金融機関は、顧客との取引内容に関する情報や顧客との取引に関して得た顧客の信用にかかわる情報などの顧客情報につき、商慣習上又は契約上、当該顧客との関係において守秘義務を負い、その顧客情報をみだりに外部に

---

(56) 法制審議会民法（債権関係）部会「第 44 回（平成 24 年 4 月 3 日開催）会議議事録」37 頁〔三上委員発言〕。

漏らすことは許されない。しかしながら、金融機関が有する上記守秘義務は、上記の根拠に基づき個々の顧客との関係において認められるにすぎないものであるから、金融機関が民事訴訟において訴訟外の第三者として開示を求められた顧客情報について、当該顧客自身が当該民事訴訟の当事者として開示義務を負う場合には、当該顧客は上記顧客情報につき金融機関の守秘義務により保護されるべき正当な利益を有さず、金融機関は、訴訟手続において上記顧客情報を開示しても守秘義務には違反しないというべきである。」

上記判例は、民事訴訟において、訴外第三者である金融機関が、訴訟当事者となっている顧客の顧客情報を開示してよいかどうか争われた事例であるが、第一に、金融機関は、商慣習上又は契約上、顧客との関係において守秘義務を負っていること、第二に、その例外として、顧客自身が民事訴訟の当事者として開示義務を負う場合は、当該当事者が開示すべき情報を保有する金融機関はその情報につき開示しても守秘義務に違反しない旨判示したものである<sup>(57)</sup>。この事例はあくまで、訴訟手続における守秘義務の例外を判示したものであるが、そもそも、金融機関の顧客は、当該金融機関が顧客との間の取引及びこれに関連して知り得た情報を正当な理由なく他人に漏らすことはないという信頼関係の下で取引に入るのであり、その取引内容がみだりに漏れるようなことがあると、金融機関との取引に入ろうとする顧客は減少し、銀行制度の存在を危うくすることにもなる<sup>(58)</sup>。顧客情報の一般的な開示に関しては依然として、商慣習や契約により守秘義務を負うもの（ただし、個人データの情報開示については個人情報保護法による）と解釈し、金融機関は慎重な対応を求められてきたと思われるが、今般の民法改正によって、主たる債務者の履行状況に係る情報提供義務が法定化され、守秘義務に抵触するおそれが明確に排除された点は、金融機関にとっては大きな意義があったといえる<sup>(59)</sup>。

---

(57) 高橋謙・最高裁判所判例解説民事篇平成 19 年度（下）902 頁参照。

(58) 高橋謙「判解」ジュリ 1380 号 122 頁。

(59) なお、今般の民法改正が行われる前であっても、保証人への情報提供は個人情報

## 2 特定の職業の者に課せられている守秘義務

刑法 134 条 1 項では、医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らした場合に、秘密漏示罪（6 月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金）に処することが規定されている。本罪の主体は法文に列挙された者に限られる。列挙された職業の者に主体が制限された理由は、職業の性質上人の秘密に接する機会が多いこと、および、被害者の側から個人的な秘密を告知しなければ、治療等のサービスを受けることが困難であることによる。かつて、改正刑法草案 317 条では、本罪の主体を「医療業務、法律業務、会計業務その他依頼者との信頼関係に基づいて人の秘密を知ることとなる業務に従事する者」にまで範囲を拡張することとしていたが、その範囲が不明確であるとの批判が強く、拡張は撤回された。ただし、刑法に限定列挙された以外の職業の者、例えば、公認会計士や税理士はそれぞれ公認会計士法、税理士法といった特別法により、罰則（2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金）が課せられている。

### 第 2 節 税務職員の守秘義務

民法改正は、私法領域内、つまり民間部門における債権者と保証人との関係でみたときに、民間債権者の守秘義務に係る問題を解消したといえるが、守秘義務に関して罰則が設けられ、更にその罰則も加重されたものになっている税務職員についても守秘義務が解除されるかという点に関しては、改めて検討する必要がある。

---

保護法との関係において問題はないとの論考も存在しており、浅井弘章『個人情報保護法と金融実務（第 3 版）』314 頁（きんざい、2006）がある。ここには、「委託を受けた保証人の場合、主債務者は、特段の事情がない限り、保証債務に関係する範囲内において、金融機関が保証人に対し主債務の残高や返済状況を回答することにつき同意していると考えられる。」とし、この場合は「金融機関が、保証人の問合せに応じて主債務の残高や返済状況を回答することは、個人情報保護法 23 条 1 項（第三者提供の制限）に違反しない」との見解が述べられている。

## 1 税務職員に課された加重の義務

まず、国家公務員法 100 条 1 項及び 2 項は、一般職の国家公務員の守秘義務について規定し、同法 109 条 12 号は、これに違反して秘密を漏らした者は 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する旨の罰則を定めているが、通則法 127 条では、更に、税務職員の守秘義務について、国家公務員法上の一般規定より重い罰則規定（2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金）を設けている。

税務職員にこのような加重の守秘義務が課されているのは、税務調査の権限は租税の確定・徴収を確実に行うためにのみ認められた権限であり、それによって得られた納税者等の秘密は、外部に漏れないよう厳格に守られなければならないという理由からである<sup>(60)</sup>。加えて、納税者が税務当局に対して事業内容や収支の状況を自主的に開示・申告しても、また、税務調査等に納税者や取引先等の第三者が協力しても、税務職員によりこれが公開されないことを保障して、税務調査等の税務事務への信頼や協力を確保し、納税者や第三者の真実の開示を担保として、申告納税制度の下での税務行政の適正な執行を確保することを目的とするものである<sup>(61)</sup>。

## 2 守秘義務が解除される場合

国家公務員法及び通則法において、税務行政の適正な執行の確保と国民の権利・プライバシー保護のために課された守秘義務は、税務当局に対する照会の回答、あるいは、課税・徴収の場面において、ときとして、適正な税務行政の確保と、国民の権利・プライバシーの保護のいずれを優先すべきであるかという法適用上の均衡の問題を生じさせる。税務当局に対する照会、課税、徴収の場面における情報の開示は、いずれも行政判断の場面であるが、国家公務員法及び通則法は守秘義務違反に対して刑罰を科していることから、

---

(60) 金子・前掲注(24)914 頁。

(61) 東京地裁平成 6 年 12 月 16 日判決（訟務月報 41 卷 12 号 2956 頁）及び東京高裁平成 9 年 6 月 18 日判決（訟務月報 45 卷 2 号 371 頁）参照。

その開示の可否は、開示が守秘義務違反として犯罪成立要件を充足するか否かという観点から検討する必要があり、以下の場合には犯罪が成立せず、開示も許容されると考えられる。

(1) 法令により守秘義務が解除される場合

民事訴訟法 191 条 1 項（公務員の尋問）、刑事訴訟法 144 条（公務上秘密と証人資格）などにより、「法令による証人、鑑定人等」となり、「職務上の秘密」について「所轄庁の長の許可」を受けたときは（国家公務員法 100 条 2 項）、守秘義務が解除される。

生活保護法 29 条では、福祉事務所長等は、保護の決定等のため、税務署長に必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができ、求めを受けた税務署長は速やかにこれに応じるものとされている。

そのほか、通則法 97 条の 3 第 1 項では、審理関係人<sup>(62)</sup>は、審理手続が終結するまでの間、担当審判官に対し、原処分庁から提出された書類その他の物件の閲覧を求めることができ、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない旨規定されている。

また、徴収法 55 条では、抵当権等が設定された財産を差し押さえたときは、当該抵当権者等に対して、差押えをした旨の通知をしなければならないことを規定しているが、これは私法秩序尊重の原則のもとに、滞納処分が開始されたことを了知させ、特に差押えに係る国税に優先する権利者及び差押換えを請求できる第三者（徴収法 50 条参照）に対し、その権利行使の機会を与えることを目的としている<sup>(63)</sup>。これについても法令により守

---

(62) 「審理関係人」とは、審査請求人、参加人及び原処分庁をいう（通則法 92 条の 2）。「参加人」とは、不服申立てに係る処分の根拠となる法令に照らし、当該処分につき利害関係を有すると認められる者をいう（通則法 109 条）。例えば、滞納処分による公売について不服申立てがあった場合、公売財産の買受人は、不服申立ての結果について重大な利害関係を有するが、自ら不服申立人となることができない。参加の制度は、このような利害関係人について、自己の立場から不服申立てについての攻撃、防御の機会を与えようとするものである（志場ほか・前掲注(47)1182 頁）。

(63) 吉国二郎ほか『国税徴収法精解（第 19 版）』452 頁（大蔵財務協会、2018）。

秘義務が解除される場合の例として捉えることができる。

## (2) 違法性阻却事由に該当する場合

ある行為が守秘義務違反の構成要件に該当し、通常違法となる場合であっても、特別の事由があるために、その行為の違法性が阻却され、守秘義務違反に問われない場合がある。この特別の事由を違法性阻却事由という。

違法の実質は、法が維持しようとする秩序ないし利益、あるいは法によって保護される生活利益、すなわち「法益」の侵害であるから、法益を侵害することがなければ違法性は阻却される<sup>(64)</sup>。

違法性阻却事由に関する典型的な例として、刑法総則における「正当行為」、「正当防衛」及び「緊急避難」等が挙げられる。

### イ 正当行為（刑法 35 条）

刑法 35 条は、「法令又は正当な業務による行為は、罰しない。」と規定している。これは、法令行為又は正当業務行為を、違法性阻却事由とする趣旨であることはいうまでもないが、更に、法秩序全体の精神からみて適法と判断される行為についても、広くその違法性を阻却することを認めたものと解されている。この意味における適法行為を「正当行為」と呼んでいる<sup>(65)</sup>。

正当行為を判断する要素としては、①法益の権衡、②侵害法益の実質的欠缺又は軽微性、③目的の正当性、④手段の正当性、補充性、⑤被害者の意思との合致、⑥緊急性を考慮することができるが<sup>(66)</sup>、これらの要素はいずれか一つのみで決定されるものではなく、その全部又は一部の総合評価によって決定するほかないものとされ、判例においても、その判断基準として、①～⑥のどの要素を考慮したかは、個々の事案の内容に

(64) 齋藤稔「税務職員の守秘義務」税務弘報 38 卷 9 号 136 頁。

(65) 大塚仁『刑法概説（総論）〔第 3 版増補版〕』390 頁（有斐閣、2005）。

(66) 大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法（第三版）第 2 巻』426 頁〔古田祐紀=渡辺咲子〕（青林書院、2016）。

よって異なり、問題となった行為が法秩序全体からみて許容されるものであること、すなわち社会的相当性があるかどうかをみて判断している<sup>(67)</sup>。

正当行為については、事柄の性質上、そのすべてを分類し尽くすことは困難であり、どのような行為を正当行為として考察の対象とするかは論者によって異なるところであるが、「義務の衝突」を分類上の一つに挙げるものがある<sup>(68)</sup>。「義務の衝突」とは、広義では、「同時に相容れない数個の義務のうち一方を履行するためには、他方の義務を侵害する以外に方法のない情況」をいう<sup>(69)</sup>。義務衝突の解決基準については、価値の低い義務を犠牲にして、より高い義務を履行した場合は適法であるとされ<sup>(70)</sup>、義務の価値の大小は、「全体の利益が個人的利益よりも価値大である」との思想を基礎に、次の三原則が唱えられている<sup>(71)</sup>。

- ① 個人的利益相互が衝突する場合には、全体の観点からみて、より高い個人的利益が優越する。
- ② 個人的利益と全体的利益とが衝突する場合には、全体的利益が優越する。
- ③ 全体的利益相互の衝突の場合には、より高い全体的利益が優越する。

これらは、いずれも義務の価値の比較衡量において判断がなされるものとみることができる。

#### ロ 正当防衛（刑法 36 条）及び緊急避難（刑法 37 条）

刑法は、正当防衛について「急迫不正の侵害に対して」、緊急避難について「現在の危難を避けるため」とそれぞれ規定しているが、いずれも緊急な事態のもとにおける行為の違法性の阻却を規定したものである。

(67) 大塚ほか・前掲注(66)428 頁 [古田=渡辺]。

(68) 大塚ほか・前掲注(66)430 頁 [古田=渡辺]。

(69) 森下忠「義務衝突の法的構造」法経学会雑誌 32 号 6 頁。

(70) 大塚ほか・前掲注(66)513 頁 [古田=渡辺]。

(71) 大塚ほか・前掲注(66)514 頁 [古田=渡辺]。

守秘義務との関係では、例えば、弁護士の守秘義務に関して、被疑者の犯罪行為の企図が明確で、その実行行為が押し迫っており、犯行の結果が極めて重大な場合で秘密の開示が不可欠の場合など、重大犯罪の発生防止という公益的観点から社会的正当防衛等に該当する場合がある<sup>(72)</sup>と考えられる。税務職員の守秘義務との関係ではこのような事例はあまり見られない。

#### ハ 法益の要保護性の欠如

構成要件外の事情により、その要保護性ないし保護の相当性を失い、その結果違法性が否定される場合であり、被害者の同意がその典型とされる。刑法の秘密漏示罪（刑法 134 条）においては、秘密を侵害される立場にある本人の承諾があった場合は、違法性が阻却されると解されている<sup>(73)</sup>。これは、刑法の秘密漏洩罪が個人法益に関する罪であり、その法益の所持者が法益を放棄した場合に該当するからと考えられる。

税務執行の場合、租税法の守秘義務により保護される秘密とは、一般的に次のようなものが挙げられる。

- ① 納税者本人のみに関するプライバシー情報
- ② 納税者と取引のある第三者の秘密（納税者本人の秘密を開示することによって、当該秘密に含まれる第三者の秘密をも開示されてしまうといった性質のもの）
- ③ 当該事案に関係する国税部内の業務上の秘密（調査手法等に関わる秘密）

国家公務員（税務職員を含む。）に係る守秘義務違反の罰則規定は、刑法の特別法という位置付けにあると解されている<sup>(74)</sup>が、租税法における守秘義務規定の罪は、個人法益に関する罪であると同時に、税務行政に

---

(72) 中島義則「刑事弁護人の守秘義務とマスコミ対応の問題点（その 2）」LIBRA 8 巻 6 号 23 頁（2008）。

(73) 団藤重光『注釈刑法（3）各則（1）』263 頁 [所一彦]（有斐閣、1975）。

(74) 西田典之『刑法各論 [第 3 版]』97 頁（弘文堂、2005）。

における納税者等との信頼関係の維持や申告納税制度の下における納税者等の自発的な協力の確保という公益に関する罪であるともいえるため、本人の承諾のあることが違法性を阻却する一つの要素と考えることはできても、開示の手段が適切でなく開示行為それ自体が納税者等との信頼関係の維持を阻害する場合は違法性が阻却されないというべきであり、本人からの承諾があっても、更に上記②及び③に関する秘密が存在しないなどの場合にのみ守秘義務の解除が認められると考えるのが適切と思われる<sup>(75)</sup>。

### (3) 税務職員の守秘義務に関する事例

#### イ 東京高裁昭和 59 年 6 月 28 日判決 (判時 1121 号 27 頁)

国税局調査査察部長が、新聞社の取材に応じて、法人税法違反事件として告発する前の段階において、当該事実を公表した事案である。当該納税者がこれについて国家賠償を求めたが、東京高裁は、「一般に、国税局の収税官吏も国家公務員であるから、職務上知ることのできた秘密を守るべき義務を負うが (国家公務員法 100 条)、しかし、右義務の違背は国家公務員としての服務規律の不遵守であって、右服務規律の違反があるからといって、直ちに名誉毀損の違法性が阻却されないこととなる

---

(75) 昭和 49 年 11 月 13 日参議院大蔵委員会 (第 73 回国会閉会後) 会議録第 4 号 2 頁 [安川 (国税庁長官) 政府委員答弁] では、「私どもの守秘義務でカバーされるべき秘密というものは、どういうものであるか……、一つは、ただいま指摘の納税者のプライバシー、納税者個人だけにかかわるようなプライバシーの秘密、それから第二は、御本人と取引がある、あるいは当該納税法人と取引のある第三者と申しますか、本人の秘密を開示することによって、その第三者の秘密も同時に開示されてしまうといったような性質のもの、それから三つ目は、当該課税事案に関係いたしまして、国税部内の業務上のいろいろの諸手続、調査の方法、そういった業務上の秘密というのがございます。この 3 種類がございましてということを申し上げました。したがって、いまの御質問のように、納税者御本人が、私のこれは開示してもいいという、まあ御承諾といいますが、そういうものがありました場合に、解除されるべき私どもの守秘義務は、ただいま御説明申し上げた第一点の部分、こういうふうになるのかと、私はいま考えるわけでございます。したがって、第二の、取引関係にある方の秘密あるいは私ども内部の業務上の秘密というようなことは、当然には解除されない、かように考えております。」とあり、税務職員の守秘義務の解除についての政府見解が述べられている。

ものとはいえない。のみならず、右守秘義務は、これを免除すべき正当な理由があれば免除されるのであって、前記事実によれば、……告発する前の段階であるが、既に収集した資料から控訴人には法人税法違反の事実があるものと認めたので、その職責上租税犯罪の一般予防、納税道義の向上等もっぱら公益を図る目的で新聞記者の取材に応じ本件公表をしたものであり、右公表は社会通念上相当と認められる限度を超えたものではないから、守秘義務に違反したものではないというべきである。」と判示した<sup>(76)</sup>。この事件は査察事件であったので、当時の守秘義務に関する法令としては、旧法人税法 163 条に定める「法人税の調査に関する事務」に従事していた者ではなく<sup>(77)</sup>、国家公務員法 100 条に規定する一般公務員の守秘義務違反に当たるかが争われた事例であるが、公表による公益と秘匿すべき私人の秘密とを比較衡量の上、公表した内容が社会通念上相当と認められる限度内のものであるとして、守秘義務に違反するものではないと判断されたものと解される。

ロ 東京高裁平成 9 年 6 月 18 日判決（訟月 45 卷 2 号 371 頁）

本件は、所得税に関する課税処分の違法等を理由として、原告（控訴人）が被告（被控訴人、国）を相手に提起した別件の国家賠償請求訴訟の訴訟進行過程において、同訴訟の被告指定代理人であった国税訟務官らが、関係書類を収集し、また、課税処分の適法性を立証するために、右関係書類を別件訴訟において書証として提出したこと等が違法であるなどとして、原告が、被告（国）に対し、損害の賠償を求めたところ、棄却されたため、原告が控訴した事案である。東京高裁は、「所得税法 243 条（筆者注：現通則法 127 条）の規定の趣旨に照らせば、所得税に関する調査に携わった税務職員が当該調査によって知り得た納税者ないし

---

(76) 金子・前掲注(24)916 頁は、「このような場合に事案の性質や取材の状況に応じて違法性の阻却を認めることは可能であるが、守秘義務そのものの解除を認めることには、疑問がある。」と指摘する。

(77) 平成 22 年度改正前の法人税法 163 条参照。

第三者の秘密に属する事項であっても、むしろこれを開示することが、所得税を適正かつ公平に賦課徴収し、税務行政の適正な執行を確保するという法の目的を達成するために必要であり、かつ、右納税者ないし第三者の秘密保持の利益との衡量において社会通念上相当であると認められる場合においては、その限度において、右の守秘義務は解除されるものと解するのが相当である」と判示して、原告の控訴を棄却した事例である。

本判決は、税務職員による証拠提出に当たり、適正かつ公平な課税の実現、税務行政の適正な執行の確保という社会全体的な利益（公益）を踏まえれば、納税者等の秘密保持の利益はこれに劣り、社会的相当性に照らした比較衡量により守秘義務の違法性を阻却したものと解することができる。

#### ハ 東京高裁平成 25 年 9 月 18 日判決（税資 263 号順号 12292）

本件は、X（控訴人・原告）が亡父からの相続につき行った相続税の申告について、生前贈与された預貯金を相続財産として申告したとの理由で当該申告に係る更正の請求を税務署長にしたところ、担当職員であったGが、共同相続人E及びその税務代理人であるB税理士から申告の経過等について聞き取りを行い、これにより上記更正の請求が、B税理士らの知るところとなったとして、Xが、税務職員Gの行った上記行為が守秘義務違反に当たるとして、損害賠償を求めた事例である。

東京高裁は、「本件相続人らは、相続人名義預貯金が被相続人である乙の相続財産に含まれることを前提に、遺産分割協議と相続税の申告をしたこと、X（控訴人・原告）は、相続人名義預貯金のうちX名義預貯金については、Xが乙の生前に贈与を受けたものであると主張して、本件更正請求をしたこと、他の相続人らの相続税の申告についてはB税理士らが代理人として行ったが、Xの相続税の申告については、B税理士らが辞任したために、Xが自分で行ったこと、本件更正請求に係るXの税務代理人であるF税理士は、相続税の申告時の経緯については直接に関

与しておらず、承知していなかったこと等が認められ、B税理士らについては、他の相続人らが相続税の申告をした際の税務代理人であり、かつ、遺産分割協議及び相続税申告時の事情を知っている可能性の高い者として、X名義預貯金が乙の生前にXに贈与されたものであったかどうかを調査・確定する上で、聞き取り調査をする必要性が高かったと解されるから、税務職員が、他の相続人からの聞き取り調査をするに当たり、税理士法 34 条に基づく通知を行うとともに、聞き取り調査に立ち会ったB税理士らからも聞き取りを行ったことは、正当かつ必要な税務上の調査の遂行に当たると解されるものであり、しかも、そのような調査の必要性が生じたのは、X自身が、本件更正請求をするに至ったことに起因するものであるから、本件更正請求の当否について必要な調査を受けることはXにおいて当然に受忍すべきものであると考えられ、当該調査に必要な限度において、本件更正請求がされたことがB税理士らに知れるところとなるとしても、社会通念に照らし、やむを得ないことと解するのが相当であるため、当該調査の遂行の過程において、税務職員が、B税理士らに対して、本件更正請求がされている事実を伝えたことは、正当な理由がないにもかかわらず、職務上の秘密を漏洩したことには何ら当たらないものと考えられる。」(下線筆者)と判示した。

本判決は、税務職員が職務上知り得た秘密に属する事項であっても、これを開示することが、租税を適正かつ公平に賦課徴収し、税務行政の適正な執行を確保するために必要であり、かつ、納税者の秘密保持の利益と適正・公平な課税の実現という公益との比較衡量において社会通念上相当と認められる限度であれば、その範囲で守秘義務も解除されると説示しているものと解される。したがって、上記イ及びロの裁判例と同様の判断が下された判決といえる。

## 二 東京高裁平成 18 年 11 月 7 日決定(税資 256 号順号 10566)

本件は、法人税確定申告書を対象文書とする、相手方Aの文書提出命令申立て(民事訴訟法 220 条)に対して提出を求められた国が、守秘義

務を理由に拒否する旨回答を行ったところ、第一審では、申告者である法人が当該申告書を裁判所に提出することにつき同意書を提出している本件において、当該申告書が提出・開示されることによって、国と当該法人との間の信頼関係が損なわれ、税務行政の遂行に著しい支障が生じるとは考え難く、また、当該申告書に記載されている当該法人以外の第三者に関する情報は、申告者が提供した一方的な情報であって、その意味で、課税庁が、第三者との信頼関係を基礎として入手したものではない上、第三者の不利益の内容は漠然としているから、当該申告書は、「その提出により公共の利害を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じおそれがあるもの」とは言い難く、同法 220 条 4 号ロに該当する文書とはいえないから、課税庁は、同号により提出義務を負うものとされた。これに対し、国がこれを不服とし高裁に抗告し、抗告審により原決定が取り消された事例である。

東京高裁（抗告審）は、「法人税の確定申告書には、申告者である法人の収支状況のほか、当該法人の株主、役員、取引先等私人の秘密に関する事項が記載されており、これらは、税務職員が職務上知り得た秘密に該当する。……なお、本件の確定申告書の申告者である株式会社 C から、本本文書を原裁判所に提出することに異議がない旨の甲税務署長宛の同意書が原裁判所に提出されているが、提出についての申告者の同意がある場合であっても、申告者以外の者の秘密を保持する義務が解除されるわけではなく、上記同意書の存在だけをもって、本件確定申告書の秘密性や税務行政上の遂行の支障が消滅すると解することはできない。」と判示した。

法人税申告書は、上記（２）ハで述べた①納税者本人のみに関するプライバシー情報及び②納税者と取引のある第三者の秘密の両方が含まれるものであり、申告書の開示に関して納税者の同意があったとしても、開示に際しては第三者の秘密も同時に開示される性質があることから、東京高裁の決定は妥当な判断であると解される。

## ホ 小括

上記イ、ロ及びハの裁判例からは、第一に、情報開示の目的が何であるか、第二に、開示によって達成できる目的は社会通念に照らし納税者の秘密保持の利益に優先するのか、第三に、納税者の秘密保持の利益に優先するとしても、開示する内容は当該目的を達成するために必要なものに限らなければならない、ということが読み取れる。

また、上記ニの裁判例からは、開示の対象が納税者本人だけに関わる情報の場合、情報開示につき納税者の同意があれば、守秘義務が解除されるとも考えられる。納税保証の場合は、主たる納税者と保証人との間に保証の委託関係が存在するので、履行状況の開示につき同意に近い意思が存在すると解することができる。

### (4) 関連する学説等

金子宏教授の著書『所得課税の法と政策』で発表されている論文「納税者番号制度と納税者の秘密の保護」では、「納税者の秘密を十分に保護するためには、単に税務職員の守秘義務という角度から問題を検討するのみではなく、租税行政庁は、納税者に関する租税資料またはそこに含まれている各種の情報を、どこまで外部に開示できるか、という角度からも問題を検討すべきである」<sup>(78)</sup>と提言され、「その点について、現行法は何らの定めをおいていないが、納税者の租税資料およびそこに含まれている情報は、原則として門外不出であって、租税行政庁はそれを外部に開示してはならないという原則（租税情報開示禁止原則）が、現行法上妥当していると解すべきではなかろうか」<sup>(79)</sup>と述べられている。

また、同論文では、租税情報開示禁止原則は、絶対的な原則ではなく、合理的な必要性が存する限り、明文の定めで例外を定めることは可能であり、現にいくつかの明文の定めが存在するものの、例えば、国会から租税

---

(78) 金子宏「納税者番号制度と納税者の秘密の保護」『所得課税の法と政策』192頁（有斐閣、1996）。

(79) 金子・前掲注(78)193頁。

資料の請求があった場合（憲法 62 条、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律 5 条 1 項）に開示義務があるのかどうか、あるとしてどの程度にあるのか等については、解釈上争いがあり、現行法上必ずしも明確でないと指摘している<sup>(80)</sup>。

そして、同著書の論文「税務情報の保護とプライバシー」では、「税務情報開示禁止原則は、単に解釈上の原則としてではなく、租税手続上の重要原則として、正面から国税通則法の中に明定すべきである。その内容としては、①税務情報は、納税者等の秘密として厳格に保護されるべきこと、②国会の両院および各委員会、他の行政機関等からの求めがあっても原則として開示してはならないこと、③開示は法律上に明文の根拠がある場合に限り、その規定の目的を達成するのに必要な範囲でのみ認められること、等を規定すべきであろう。なお、開示の根拠は、他の法律（たとえば生活保護法）で規定した場合にも、あわせて国税通則法の中に規定すべきであり、しかも開示の範囲はできるだけ限定すべきである。」<sup>(81)</sup>と述べられている。

更に、諸外国に目を向けると、アメリカの内国歳入法 § 6103 では、原則、申告書及び申告書情報は秘密として取り扱うものとし、その例外として、詳細な例外事由を数多く設けている。例えば、①開示申請書又は開示同意書において納税者が指定する個人に対しては開示が認められること（§ 6103(c)）、②IRS職員は、納税者の税額を決定する際、「他の手段によっては獲得できない情報を獲得するために必要な」限りにおいて、申告書情報を開示できる（§ 6103(k)(6)）といった規定が存在する<sup>(82)</sup>。

---

(80) 金子・前掲注(78)193頁。

(81) 金子宏「税務情報の保護とプライバシー」『所得課税の法と政策』242頁（有斐閣、1996）。

(82) カミーラ・E・ワトソン『アメリカ税務手続法』74頁（大柳久幸ほか訳）（大蔵財務協会、2013）。

### 3 改正民法 458 条の 2 の類推適用の可否

私法上の保証人と同様、租税法上の保証債務を負う納税保証人に対しても情報提供が必要であることは、本章第 2 節で整理したとおり、保証人保護の観点及び租税債権の確保の観点から十分に認められる。次に、税務職員の守秘義務とこの必要性との関係の問題となるが、前述 2 (3) の裁判例（イ、ロ及びハ）に見られるような法益の比較衡量により、開示すべき正当な理由があれば守秘義務が解除されることが認められている。

租税法の保証債務の本質（補充性・附従性）は私法上の保証債務と何ら変わりがなく、かつ、納税者及び納税保証人がこの本質を踏まえ、両者合意の下に保証がなされていることからすれば<sup>(83)</sup>、こうした法律上の利害関係にある納税保証人にまで主たる納税者の履行状況を秘匿にすることは、納税保証人の保護法益との比較衡量において妥当とはいえないと考えられる。また、納税保証人からの情報請求を認め当該情報を提供することは、納税保証人から主たる納税者への監督又は支援効果が期待でき、租税債権の確保という観点では、むしろ納税保証人に履行状況を開示した方が適正かつ公平な賦課徴収の実現が図れるという点において、法益の比較衡量によって守秘義務が解除されると判断した裁判例と共通するところがあると考えられる。

そこで、納税者の滞納状況につき、いかなる第三者にも開示してこなかった従来の運用を変更し、納税保証人に限っては、改正民法 458 条の 2 で規定する情報提供内容の範囲について租税債務において拡大しないことを通達で明示（開示範囲を明確化）し、その範囲で開示可能とする運用を行ってはどうかと考える。これは、改正民法 458 条の 2 の規定を租税法に類推適用できると解釈して運用していこうとする考え方である。

---

(83) 法制審議会民法（債権関係）部会「部会資料 76A」11 頁によれば、「債権者に対して情報を求めることができるのを委託を受けた保証人に限定したのは、債務不履行の有無や主債務の額などは主債務者の信用などに関する情報であるから、主債務者の委託を受けていない場合にまで、これらの情報を請求する権利を与えるのは相当でないと考えられるからである。」とされており、主債務者の委託を受けて保証人になった者とそうでない者の立場の違いを明確に捉え、守秘義務の問題を整理している。

もっとも、本件が税務職員の守秘義務に違反しないとする有力な学説や蓄積された判例等がない中であって、解釈論に基づき守秘義務が解除されるといふ取扱いは十分な検討の下、慎重に行う必要がある。そのため、通則法の中に、納税保証人への情報提供に関して改正民法 458 条の 2 の規定を準用する旨の規定を置くことをいささかも否定するものではない<sup>(84)</sup>。

いずれにしても、改正民法 458 の 2 に規定する情報提供内容に照らし、租税法の各種納税緩和措置における情報内容の対象が適合しない場合には、改正民法同条の規定が類推適用できると解釈することも困難であるため、次節では、各種納税緩和措置の内容に従って、この点を個別に検討する。

### 第 3 節 履行状況に関する情報提供内容の個別検討

前節を踏まえ、本節では、改正民法 458 条の 2 に規定する情報提供内容と、租税法の各種納税緩和措置において情報提供すべき内容に齟齬を来すことがないか、各手続を個別に精査していくこととする。

#### 1 改正民法 458 条の 2 における情報提供内容の範囲

改正民法 458 条の 2 では、債権者は、委託を受けた保証人から請求があったときは、保証人に対し、主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち履行期限が到来しているものの額に関する情報を提供しなければならないとされている。

これは、保証人が現時点又は将来に負う責任の内容を把握するためには、履行期限が到来しているものの額のほか、その残額自体についても情報を提

---

(84) ただし、準用規定を置く場合は、従来から租税法で類推適用されると解されていた民法の保証債務の規定（附従性の概念、民法 457 条、民法 459 条等）と適用関係が混在し、これまで類推適用されると解していた民法規定の範囲が、逆に不明瞭になってしまうおそれがある。

供する必要があることを踏まえ、残額と履行期限が到来しているものの双方を対象とすることとしたものである。併せて、残額等の対象は主たる債務それ自体だけでなく、保証債務の対象となりそれに付随するもの(具体的には、民法 447 条 1 項所定の主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのもの)としている<sup>(85)</sup>。

## 2 租税法の納税緩和措置と情報提供内容の範囲

租税債権が確定した後、納税者は、当該租税の納付についてその納期限までに履行することが要求される。納期限は一面において納税者に期限の利益を与えるとともに、反面その徒過をもって強制徴収手続を開始させる起点となるほか、延滞税の計算期間の起算日や徴収権の時効の起算日を定める基準日になるなど、債権債務関係において重要な意義を持つ。租税法は、納期限の持つこのような意義にかんがみ、特殊な場合にそれぞれの理由に基づき納期限の効果を緩和する措置を講じている<sup>(86)</sup>。そして、納税緩和措置を行うに当たっては、一定の事由に基づき納税者に担保の提供を求める場合があり、当該担保の一形態として納税保証人による保証が認められている。

担保の提供を求める納税緩和措置には、次の①から⑦に掲げるものが存在する。

- ① 納税の猶予(通則法 46 条 2 項及び 3 項)
- ② 換価の猶予(徴収法 151 条及び 151 条の 2)
- ③ 延納(相続税法 38 条、所得税法 132 条)
- ④ 納期限の延長(酒税法 30 条の 6、たばこ税法 22 条等)
- ⑤ 保全担保(酒税法 31 条、たばこ税法 23 条等)
- ⑥ 差押えの猶予(通則法 105 条 3 項)
- ⑦ 繰上保全差押え又は保全差押えをしないことを求める申出(通則法 38 条 4 項、徴収法 159 条 4 項)

(85) 法制審議会民法(債権関係)部会「部会資料 80-3」20 頁。

(86) 志場ほか・前掲注(47)521 頁。

## (1) 納税の猶予及び換価の猶予

### イ 納税の猶予

租税は、納期限までに納付すべきものであり、納期限を経過すると納税義務は履行遅滞となるが、何らかの理由によって納税者が納税資金を欠き、租税の納付が困難であると認められる場合等に、納期限経過後における納税義務の履行を猶予することを納税の猶予といい<sup>(87)</sup>、通則法 46 条にその定めがある。

通則法 46 条が規定する納税の猶予は、①災害により損失を受けた場合の猶予（同条 1 項）、②災害・廃業等により納付困難な場合の猶予（同条 2 項）、③課税が遅延した場合の猶予（同条 3 項）に大別することができる。このうち、②及び③の場合に担保提供が求められている（同条 5 項本文）。ただし、猶予に係る税額が 100 万円以下である場合や猶予期間が 3 か月以内である場合、又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は担保提供が不要である（同条 5 項ただし書）。

②及び③の場合、ともに納税者の申請に基づき、1 年以内の期間内において、猶予に係る金額を分割して、その分割した金額ごとに納付期限を定めることができる（同条 4 項）。

なお、②及び③の場合において、猶予期間内に猶予された金額を納付できないやむを得ない理由があると認められるときは、納税者の申請に基づき、猶予期間を延長することができる。ただし、その期間は、既になされた納税の猶予の期間と合わせて 2 年を超えることができない（同条 7 項）。

### ロ 換価の猶予

換価の猶予とは、滞納処分を執行すれば、納税者の事業又は生活の維持を困難にするおそれがあるか又は滞納処分を執行するよりもその執行を一定期間猶予することが徴収上有利である場合においては、一定期

---

(87) 金子・前掲注(24)1005 頁。

間内は滞納処分<sup>(88)</sup>の執行を猶予し、納税者の事業を継続させ、又は生活を維持させつつ、国税の弾力的な徴収を図ろうという趣旨に基づき定められた猶予制度である<sup>(88)</sup>。換価の猶予は、職権による換価の猶予（徴収法 151 条）と申請による換価の猶予（徴収法 151 条の 2）に区別される。両者は、税務署長による職権で猶予するか、納税者の申請に基づき猶予を認めるかの相違があるものの、猶予期間、分割納付の方法及び担保の徴取について共通する手続が定められている。すなわち、猶予期間にあつては 1 年以内とされ、猶予期間内に猶予金額を納付できないやむを得ない理由があると認めるときは既に猶予されている期間と通算して 2 年を超えることができない。分割納付は猶予期間内の各月に分割して納付させることを原則としている。そして、担保については、猶予金額が 100 万円以下である場合、その期間が 3 か月以内又は担保を徴することができない特別の事情がある場合を除き、猶予金額に相当する担保を徴さなければならないこととされている。

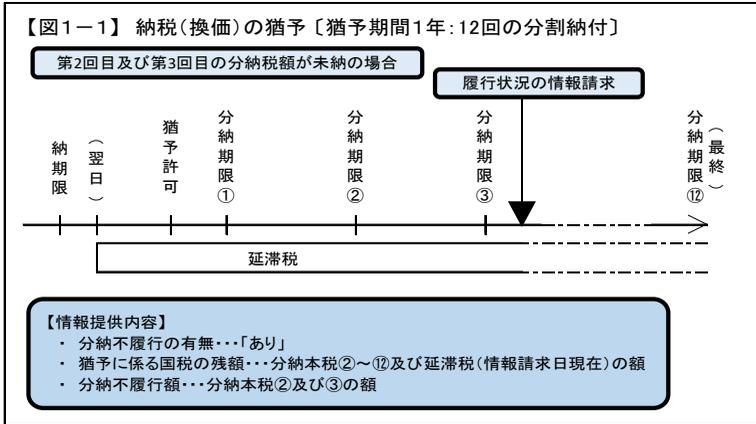
#### ハ 納税（換価）の猶予の場合において情報提供すべき内容

当該猶予に係る担保が納税保証人による保証の場合、猶予期間中において、主たる納税者の履行状況につき情報提供の請求があつた場合には、次のような情報を提供するのが相当であると考え【図 1 - 1 参照】。

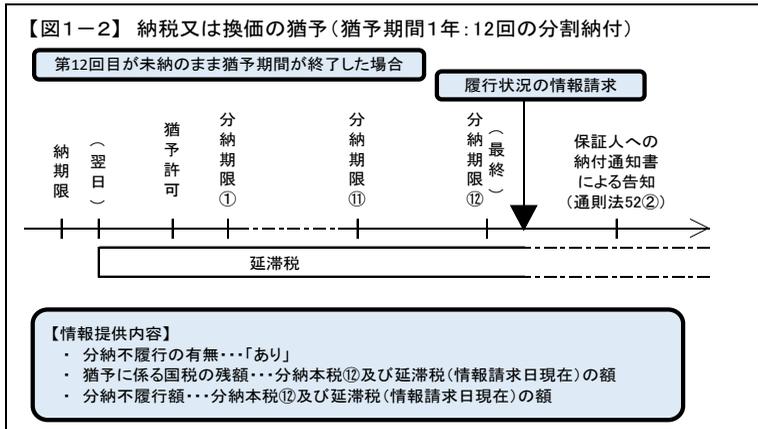
- ① 各月に分割して納付することとされていた納付金額の不履行の有無
- ② 猶予に係る国税の残額（延滞税等の附帯税を含む。）
- ③ 分割納付期限を徒過して不履行となっている分割納付金額

---

(88) 吉国ほか・前掲注(63)925 頁。



なお、納税保証人からの情報提供の請求が、猶予期間終了後になされる場合も想定されるが、猶予期間終了後において保証人に対して納付通知書による告知が未了の段階では、まだ保証債務は抽象的に成立しているに留まっていると解されることから、この段階での保証人の立場は、猶予期間中における保証人の立場と同等であると捉えることができる。したがって、この場合の請求も認められ、当該請求日現在での上記①から③の項目につき情報提供するのが相当であると考えられる【図 1-2 参照】。



## (2) 延納（相続税法 38 条、所得税法 132 条）

延納とは、納税義務者に納税資金の準備のため、租税の納付の延期を認める制度であって、所得税、相続税及び贈与税について認められている<sup>(89)</sup>。

## イ 所得税法 132 条による延納

山林所得又は譲渡所得の基因となる資産の延払条件付譲渡があった場合において、期限内申告があり、延払条件付譲渡に係る税額が申告税額の 2 分の 1 を超えており、かつ、当該税額が 30 万円を超えているときは、税務署長は、納税義務者の申請により、担保を提供させ当該税額の全部又は一部につき 5 年以内の延納を許可することができる<sup>(90)</sup>。

## ロ 相続税法 38 条による延納

相続税については、税務署長は、相続税額が 10 万円を超え、かつ、「納期限までに、又は納付すべき日に金銭で納付することを困難とする事由がある場合」には、納税義務者の申請により、担保を提供させ 5 年以内の年賦延納を許可することができる。課税相続財産の価額のうちに不動産等の価額の合計額の占める割合が 2 分の 1 以上であるときは、延納の認められうる期間は 5 年以内ではなく、不動産等の価額に対応する部分の相続税額については 15 年以内、その他の部分の相続税額については 10 年以内である（相続税法 38 条 1 項）。また、不動産の価額の合計額の占める割合が 4 分の 3 以上である場合には、延納の認められる期間は、不動産等の価額に対応する部分については、20 年以内である（租税特別措置法 70 条の 10 第 1 項）<sup>(91)</sup>。

更に、贈与税についても、税務署長は、贈与税額が 10 万円を超え、かつ、納税義務者について金銭で一時に納付することを困難とする事由がある場合には、納税義務者の申請により、その納付を困難とする金額を

---

(89) 金子・前掲注(24)989 頁。

(90) なお、国税庁の統計情報によると、平成 29 年度における所得税法 132 条による延納申請は皆無である。

(91) 金子・前掲注(24)990 頁。

限度として、担保を提供させ 5 年以内の年賦延納を許可することができる（相続税法 38 条 3 項）<sup>(92)</sup>。

この延納に係る分納期限までは、納税者の履行遅滞がないとされることから、督促状が発せられることはないし、延滞税も課されないが、別に原則として利子税が課される（相続税法 52 条 1 項）。

なお、国税庁の統計情報によると、平成 29 年度における相続税の延納申請は 1,344 件、贈与税の延納申請は 197 件であり、延納許可件数はそれぞれ 1,008 件、172 件となっている。

#### ハ 延納の不履行

分納期限を徒過し「延納税額の滞納」となった場合は、当該分納期限を徒過した国税につき、分納期限の翌日から延滞税が課され（この場合、分納期限が未到来の延納税額については利子税が継続して課される。）、督促状が発付される。

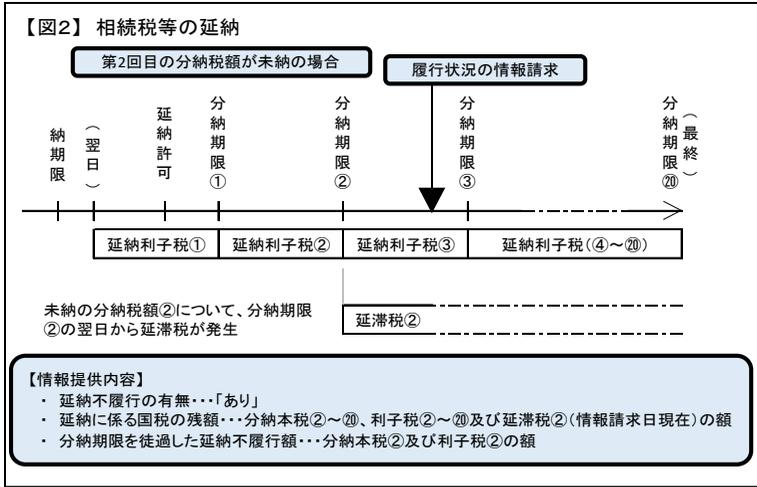
#### ニ 延納の場合において情報提供すべき内容

延納に係る担保が納税保証人による保証の場合、延納期間中において、主たる納税者の履行状況につき情報提供の請求があった場合には、次のような情報を提供するのが相当であると考えられる【図 2 参照】。

- ① 各年に分割して納付することとされていた納付金額の不履行の有無
- ② 延納許可がなされている国税の残額（延滞税等の附帯税を含む。）
- ③ 分納期限を徒過した延納不履行額

---

(92) 金子・前掲注(24)991 頁。



なお、担保として提供できる財産の種類は、通則法 50 条で定められているところ、その種類の順位については特に定められていないが、延納の担保は、その延納期間が最長 20 年にも及ぶものであって、長期間にわたる延納税額を担保できるものである必要があることや、担保物の提供順位は、なるべく処分が容易であって、かつ、価額の変動のおそれが少ないものから、提供を受ける取扱いとしている<sup>(93)</sup>。したがって、担保価値に変動が生じるおそれが見込まれることなどから、納税保証人による保証が担保として提供される事例は少ないようであり、納税保証人の請求により情報提供を求められる場面は限定的であるように思われる。

(3) 納期限の延長 (消費税法 51 条、酒税法 30 条の 6、たばこ税法 22 条等)

法定納期限を一定の期間延長することを納期限の延長といい、間接消費税について認められている制度である<sup>(94)</sup>。間接消費税は、課税物品の消費者が税負担を担うことが法律上予定されており、売上代金の一部として回収されることが予定されている。それゆえ、納税者たる製造者が流通段階

(93) 国税通則法基本通達 50 条関係 8。

(94) 金子・前掲注(24)989 頁。

を通じて売上代金を回収するため相当期間を要すること、また、この期間はすべての納税者に画一的ではないこと等の理由から、各税法個別の規定によって弾力的に納期限の延長を図ることができるものとされている。具体的な規定は、消費税法 51 条（輸入取引に係る消費税の納期限の延長）、酒税法 30 条の 6、たばこ税法 22 条、揮発油税法 13 条、石油ガス税法 20 条、石油石炭税法 18 条等に定められている。納期限が延長された場合には、法定納期限そのものが延長されるため、その期間内は延滞税が課されることはない<sup>(95)</sup>。

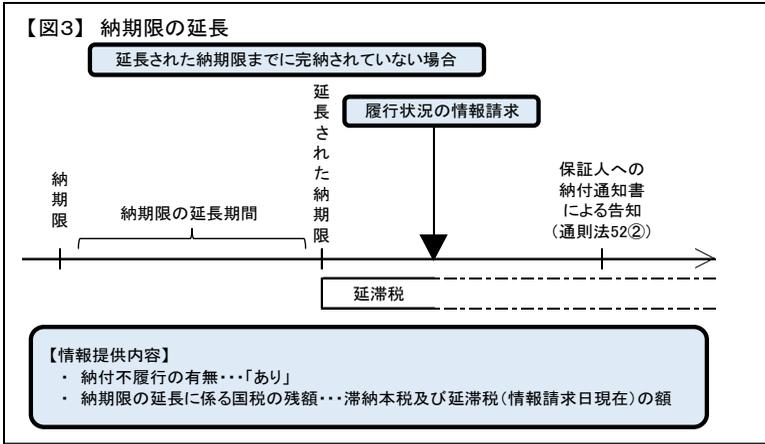
納期限の延長が認められるためには、①法定申告期限内に納税申告書を提出していること、②法定納期限内に納期限の延長の申請書を提出していること、③税額の全部又は一部について担保を提供することが必要となる。延長の期間は、消費税については 2 月ないし 3 月以内（消費税法 51 条）、酒税・たばこ税については 1 月ないし 2 月以内（酒税法 30 条の 6、たばこ税法 22 条）、揮発油税については 2 月ないし 3 月以内（揮発油税法 13 条）とされている。

納期限の延長に係る担保が納税保証人による保証の場合、延長された納期限後に、主たる納税者の履行状況につき情報提供の請求があった場合には、次のような情報を提供するのが相当であると考えられる【図 3 参照】。

- ① 延長された納期限までに完納されていない国税の有無
- ② ①の国税の額（延滞税を含む。）

---

(95) 志場ほか・前掲注(47)521 頁。



(4) 保全担保 (酒税法 31 条、たばこ税法 23 条等)

保全担保は、納税者が間接消費税（ただし、「消費税」を除く。）を滞納した場合において、将来その者に発生すべき同一種類の租税の徴収を確保するために認められている特殊な担保である。間接消費税の納税義務は、同一の納税者について規則的・反復的に生ずることが多く、納税者がそれを滞納した場合には、将来も滞納を繰り返すおそれが大きいため、将来の租税債権を保全するために認められた制度である<sup>(96)</sup>。

保全担保の提供を命ずる場合は、金額及び期限を指定してこれを行わなければならない。提供することのできる担保の種類は、通常の担保の場合と同じであり、納税保証人による保証も可能である。徴収法 158 条で定める保全担保制度では、保全担保を命ずる場合に指定する金額は、提供を命ずる月の前月分の当該租税の額の 3 倍に相当する金額が限度とされる（徴収法 158 条 2 項）。指定すべき期限は、原則、担保提供命令に係る書面を発する日から起算して 7 日を経過した日以後の日としなければならない（徴収法施行令 55 条 2 項本文）。そして、担保提供命令に係る国税の滞納がない期間が継続して 3 月に達したときは、担保を解除しなければならない

(96) 金子・前掲注(24)1010 頁。

い（徴収法 158 条 7 項）。担保提供後、保全担保に係る租税の滞納発生があった場合は、通則法 52 条 1 項により保証人に極度額を限度としてその国税を納付させることができ、主たる納税者に滞納処分を執行してもなお不足があると認めるときは、保証人に対して滞納処分を執行できることとなる。

なお、間接消費税を定める各税法（酒税法 31 条 1 項、たばこ税法 23 条 1 項、揮発油税法 18 条 1 項、地方揮発油税法 8 条 2 項、石油ガス税法 21 条 1 項、航空機燃料税法 16 条 1 項、石油石炭税法 19 条 1 項、印紙税法 15 条 1 項）において、保全担保の制度が個別に設けられており、徴収法 158 条の規定は、これらとは別にいわば一般的な規定として置かれていると解されている<sup>(97)</sup>。そのため、徴収法 158 条とこれら個別税法の規定による保全担保の適用関係については、これら個別の税法の規定を優先して適用するものとされている<sup>(98)</sup>。

保全担保の提供命令によって納税保証人による保証が担保提供された後に、主たる納税者の履行状況につき情報提供の請求があった場合には、次のような情報を提供するのが相当であると考えられる。

- ① 担保提供後に到来する納期限までに完納されていない同種国税の有無
- ② ①の国税の額（延滞税を含む。）

ただし、納税保証による保全担保は、極度額が設定され、納税保証人は極度額を限度として、保証債務を履行する責めを負うこととなるから、情報提供が可能な範囲は、極度額の範囲内の不履行分に限られると考えられる。極度額を超える部分の不履行額を情報開示することは守秘義務に抵触することになると解される。

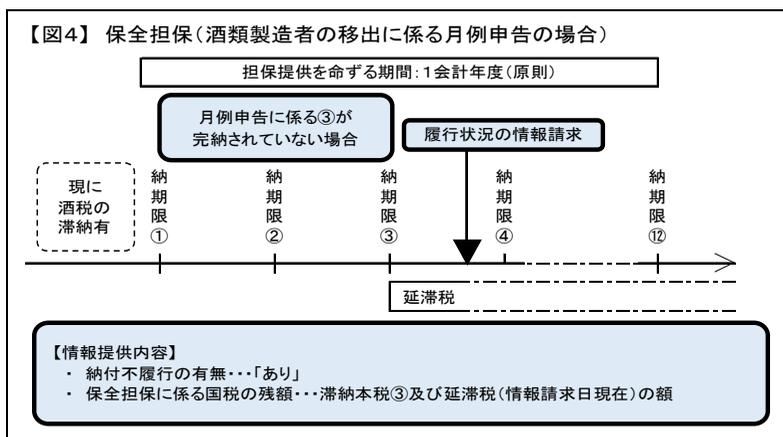
ここでは、酒税法における保全担保が代表的な例と思われるため、これについての情報提供内容を図示する【図 4 参照】。なお、酒税法において保

---

(97) 志場ほか・前掲注(47)577 頁。

(98) 国税徴収法基本通達 158 条関係 16。

全担保の提供を命ずる場合の金額（極度額）は、製造場から今後 1 年間に課税移出する見込みの酒類に対する酒税相当額の 4 分の 1 に相当する金額であるが、現に酒税の滞納がある場合は担保提供命令の実効性を確保するため当該滞納額を加算した金額とすることとされている<sup>(99)</sup>。そのため、履行状況の情報請求時において、加算額に係る当該滞納が完納されていない場合、これについても情報提供の対象に含めるべきかが問題となるが、保全担保はあくまで将来の租税債権を保全するための措置であるから、既に滞納となっていた酒税の滞納残額については、情報提供の対象に含めるべきではないと考える。



（5）差押えの猶予（通則法 105 条 3 項）

再調査審理庁は、再調査の請求人等が担保を提供して、不服申立ての目的となった処分に係る国税につき滞納処分による差押えをしないこと又は既にされている滞納処分による差押えを解除することを求めた場合において、相当と認めるときは、その差押えをせず、若しくはその差押えを解除することができる。

差押えの猶予の期間については、法律上の定めはないため、再調査審理

(99) 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達・第 2 編 31 条 1 項関係 2 参照。

庁が適宜の時期を定めてよいとも解されるが、実務上は、不服申立てに対する決定・裁決までの間であると解されている<sup>(100)</sup>。

差押えの猶予のために担保提供がなされた後、主たる納税者の履行状況につき情報提供の請求があった場合には、次のような情報を提供するものが相当であると考えられる。

① 不服申立ての決定又は裁決において納付すべき税額があるとされたにもかかわらず、決定又は裁決後においても完納されていないものの有無

② ①の国税の額（延滞税等の附帯税を含む。）

(6) 繰上保全差押え又は保全差押えをしないことを求める申出（通則法 38 条 4 項、徴収法 159 条 4 項）

繰上保全差押えとは、①納税義務が成立した国税、②課税期間が経過した課税資産の譲渡等に係る消費税及び③納税義務の成立した中間申告に係る消費税について、納税者に法定の事情が生じた場合、その確定まで待つてはその者の納付すべき国税の徴収を全うすることができないときに、法定申告期限前においてする未確定の国税の保全措置である（通則法 38 条 3 項及び 4 項）。

また、保全差押えとは、納税義務があると認められる者が、不正に租税を免れ、又は租税の還付を受けたことの嫌疑に基づいて、通則法第 11 章（犯則事件の調査及び処分）又は刑事事件訴訟法による強制処分（差押え・押収・領置又は逮捕）を受けた場合において、その強制処分にかかる租税の税額の確定後においてはその徴収を確保することができないと認められる場合に、その税額の確定前においてする未確定の国税の保全措置である（徴収法 159 条 1 項）。なお、保全差押えの手続（同条 2 項ないし 11 項）は、通則法 38 条 4 項の規定により、繰上保全差押えの手続に準用される。

いずれの場合も、確定すると見込まれる税額のうち、その徴収を確保す

---

(100) 浅田久治郎ほか『租税徴収実務講座（第 1 巻・租税通則手続）〔第二次改訂版〕』167、169 頁（ぎょうせい、2010）。

るためにあらかじめ滞納処分を執行することを要すると認められる金額（繰上保全差押金額又は保全差押金額）を決定し、その金額を限度としてその者の財産を直ちに差し押さえることができる。また、（繰上）保全差押金額は、納税義務があると認められる者に書面で通知しなければならないこととされ（同条 3 項）、その納税義務があると認められる者が当該通知に係る（繰上）保全差押金額に相当する担保として通則法 50 条各号（担保の種類）に掲げるものを提供してその差押えをしないことを求めたときは、差押えができないことを規定している（同条 4 項）。

担保の提供があった場合において、担保の提供に係る国税の納付すべき額が確定したときは、その担保提供は、当該国税を徴収するためにされたものとみなされる（同条 7 項）。納付すべき額が確定した国税を徴収すべき場合は、納期限の経過により、直ちに担保物の処分ができる<sup>(101)</sup>。担保が納税保証人による保証である場合は、通則法 52 条 2 項の規定により、納税保証人に対し、納付通知書による告知をしてその納付を求めることになる。

繰上保全差押え又は保全差押えをしないことに代えて納税保証が担保提供されている場合、納税保証人に対し納付通知書による告知を行うまでの間、主たる納税者の履行状況につき情報提供の請求があったときには、次のような情報を提供するのが相当であると考えられる。

- ① 納付すべき税額が確定した国税のうち、その納期限までに完納されていないものの有無
- ② ①の国税の額（延滞税等の附帯税を含む。）

### 3 小括

改正民法 458 条の 2 に規定する情報提供内容は、①主債務の元本及び主債務の利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものについての不履行の有無、②①の残額、③②のうち弁済期が到来しているものの額であ

---

(101) 吉国ほか・前掲注(63)970 頁。

る。

これに対し、租税法における「不履行」とは、納期限（猶予においては分割納付期限、以下同じ。）までに当該租税が完納されていないことをいうところ、担保提供が必要とされる租税法の各種納税緩和措置に応じて、情報提供すべき内容を各々検証した結果、

イ 上記①に対応して「納期限までに完納されていない国税の有無」

ロ 上記②に対応して「情報提供の請求時点における滞納税額（延滞税等の附帯税を含む。）

ハ 上記③に対応して、猶予又は延納のような分割の方法により納付されるものにあつては「分割納付期限までに履行されていないものの額」という内容に集約できることを確認した。ここには、改正民法 458 条の 2 の規定との整合性が認められ、租税法へ同条を類推適用できるという結論を見出すことが可能である。

なお、情報提供に当たっては、事後の紛争を避けるため、書面により行うことが適切であり、提供した事実の記録を残すなど、実務における具体的な手続について、今後整備する必要がある。

#### 第 4 節 連帯納付義務者に対する情報提供の要否

相続税の納付については、同一の被相続人から相続により財産を取得した全ての者は、自己に課された固有の相続税の納税義務のほか、他の相続人固有の相続税についても、各人がその相続により受けた利益の価額を限度として、相互に連帯して相続税を納付しなければならない（相続税法 34 条 1 項）。このため、相続人のうちの一人が相続税を納付できなくなった場合には、その相続人（主たる納税者）以外の相続人は、連帯納付義務者として、主たる納税者の相続税につき連帯納付の責めを負い、その納付できなくなった相続税を納付しなければならない。

このような連帯納付義務者も、主たる納税者の納税義務について責任を負う第三者である点においては納税保証人と同様であり、主たる納税者の納付状況を情報の客体として、国（租税債権者）に改正民法 458 条の 2 に規定する情報提供義務を当てはめることが妥当するのかが問題となる。

## 1 連帯納付義務の性質

相続税法 34 条 1 項に規定する連帯納付義務の性質について、東京高裁平成 20 年 4 月 30 日判決（訟月 55 卷 4 号 1952 頁）によれば、主たる納税者と連帯納付義務者の関係は民法上の主たる債務者と連帯保証人との関係に類似するもので、その本質は、民法上の連帯保証債務に準ずる特殊な法定の人的担保であると解されている。

### ○ 東京高裁平成 20 年 4 月 30 日判決（訟月 55 卷 4 号 1952 頁）

「相続税法 34 条 1 項の連帯納付義務は、……、相続税徴収の確保の目的で、当該相続税の本来の納税義務者でない相続人等をして、自らが負担すべき固有の相続税のほか、本来は納税義務のない、他の相続人等の固有の相続税について納付義務を特別に負担させるもので、相続人の内部関係では連帯納付義務を負わされる相続人には負担部分がないことに照らすと、本来の納税義務者と当該連帯納付義務者との関係は民法上の主たる債務者と連帯保証人との関係に類似するもので、その本質は、民法上の連帯保証債務に準ずる特殊な法定の人的担保と解するのが相当である。」

そして、同判決は、上記の性質に照らし、主たる納税者に対する履行の請求その他の事由による時効の中断は、相続税法 34 条 1 項の連帯納付義務者に対してもその効力が生ずる旨判示したものである。連帯保証について定める（改正前）民法 458 条が、同法 434 条から 440 条までの連帯債務の規定を準用しているにもかかわらず、連帯保証債務の時効の中断に関しては、同法 440 条（連帯債務者の一人について生じた事由は、原則、他の連帯債務者に対してその効力を生じないとする規定）が準用されず、同法 457 条 1 項（主

たる債務者に対する履行の請求その他の事由による時効の中断は、保証人に対してはその効力を生ずる旨の規定）が適用されると解されているのと同様に、相続税法 34 条 1 項の連帯納付義務の時効の中断に関しては、（改正前）民法 440 条は準用されず、むしろ保証債務の時効の中断に関する（改正前）民法 457 条 1 項が適用されると解するのが相当であるとした。

連帯納付義務に対する、このような連帯保証に関する民法規定の適用を踏まえると、改正民法 458 条の 2 の規定が連帯保証人にも適用されることに対応して、連帯納付義務者へも同条の規定を適用すべきではないかと考える余地がある。

## 2 納税保証との相違点

### (1) 連帯納付義務の確定と主たる納税者との関係

連帯納付義務の確定については、最高裁昭和 55 年 7 月 1 日第三小法廷判決（民集 34 卷 4 号 535 頁）において、各相続人の固有の相続税の納税義務の確定という事実と照応して、法律上当然に生ずるものであるから、特別の確定手続を要するものではないと解されている。

この点、納税保証が国と保証人との間の保証契約によって成立し、しかも、主たる納税者から保証人に対し保証の委託が存在するのに対し、連帯納付義務は当事者の意思に関係なく法律上当然に確定する義務であるという点に相違が見られる。

### (2) 連帯納付義務者に対する情報開示の適否に関する裁判例

○ 大阪地裁平成 28 年 11 月 17 日判決（税資 266 号-157 順号 12935）

「相続税法上、連帯納付義務者が本来納税義務者の申告及び納税の有無について情報開示を請求する権利が認められているとはいえない。また、連帯納付義務者は、本来納税義務者と密接な関係がある者であって、本来納税義務者の納税義務の内容も相当程度知り得る立場にあることからすれば、課税庁から本来納税義務者の申告及び納税の有

無につき情報を得られなければ酷にすぎるということはできない。加えて、税務署職員は個人情報につき守秘義務(国家公務員法100条参照)を負っているものと解されることからすれば、連帯納付義務を負う地位にあるというだけでは本来納税義務者の申告及び納税の有無について情報を開示することはできないというべきである。」

「連帯納付義務が連帯保証債務と類似する性質を有するとしても、契約関係を前提とする主債務者及び連帯保証人間と租税法法律関係を同列にみることはできず、相続税法の解釈上連帯納付義務者に対する情報提供義務を認められないことは上記のとおりである。」

本判決は、①相続税法上、連帯納付義務者に情報開示を請求する権利が認められていないこと、②連帯納付義務者は主たる納税者と密接な関係がある者であるから、主たる納税者本人に直接確認するなどの方法により納税義務の内容も相当程度知り得る立場にあること、③連帯納付義務を負う地位にあるというだけでは、守秘義務が解除されることはないこと、④連帯納付義務者が連帯保証債務と類似する性質を有するとしても、契約関係を前提とする主債務者及び連帯保証人間の関係は租税法法律関係と同列にみることとはできないことを挙げている。

上記②ないし④の判示内容は、主たる納税者との関係で、連帯納付義務者と納税保証人との違いを浮き彫りにしているものと思われる。両者の違いを整理すると次のとおりとなる。②では、納税保証は連帯納付義務とは違い、主たる納税者と保証人の間に血縁関係等がない第三者であっても、保証人の保証が担保提供される場合もあり得ることを踏まえれば、保証人に対して履行状況の情報を請求できる権利を付与することに意義があるが、主たる納税者と密接な関係にある連帯納付義務者に対しては情報開示の請求を認める必要性が乏しい。③では、納税保証の場合は、主たる債務者と保証人との間に保証の委託関係が存在することが前提にあり、その点が納税者の秘密保持より保証人の保護法益を優先すべき一因となり得る(本章第2節3を参照)。④は③とも関連するが、納税保証の場合、国は、主た

る納税者から保証人の保証の提供を受け当該保証の担保価値を確認し、猶予等をすることを決定した時に保証契約が成立すると解されていることから、租税法律関係にあるとはいってもその実質的内容は契約関係にあり、私法上の保証債務と同列にみて情報提供を認めるべきである。逆に、連帯納付義務者に対しては、判示のとおり同列とはみることができないため、情報提供を認めるべきではないと考えられる。

### 3 連帯納付義務の履行を求める際の手続整備の変遷

相続税の連帯納付義務については、当初の申告時に相続人が連帯納付義務を十分に認識しておらず、また、他の相続人の納付義務の履行状況が分からないため、連帯納付義務者にとっては、突然に納付を求められる場合があることや、連帯納付義務者が連帯納付義務を履行する時点では長期間が経過しており、既に多額の延滞税が加わっている場合もあることなどの問題点がかねてから指摘されていた。

#### (1) 平成 23 年度の改正

そこで、平成 23 年度の税制改正では、このような問題に対応するため、連帯納付義務者が連帯納付義務を履行する場合の延滞税を利子税に代える措置のほか、次のとおり、連帯納付義務者に対して連帯納付義務の履行を求める際の手続規定の整備が行われた<sup>(102)</sup>。

##### イ 相続税の連帯納付義務がある旨の通知

主たる納税者が延納又は物納の申請を行った場合には、何らかの事情により将来的に滞納が発生し、連帯納付義務の履行を求められる可能性があることから、連帯納付義務者に対し、連帯納付義務の制度をあらかじめ周知しておくこととした。具体的には、税務署長は、主たる納税者が納付すべき相続税額のうち延納又は物納の申請を行ったものがある場合には、その相続税に係る連帯納付義務者に対し、相続税の連帯納付

(102) 高橋達也・峪和生・城田郁子「平成 23 年度の税制改正の解説－相続税法等の改正」425 頁。

義務に係る規定の適用がある旨を通知することとした（相続税法 34 条 5 項）<sup>(103)</sup>。なお、当該通知規定は、後述する平成 24 年度改正における 34 条 1 項 2 号の新設に伴い、廃止されることとなる。

ロ 主たる納税者に対し相続税の督促状を発した場合の通知

主たる納税者において相続税の滞納が発生した場合には、一般的には、税務署長はまず主たる納税者に督促をした上で納付を求めることから、このような状態になったからといってすぐに連帯納付義務者は相続税の納付を求められるわけではないが、主たる納税者が円滑に相続税を納付している場合と状況は異なり、連帯納付義務の履行を求められる可能性が高まっていると捉えることができる。

そこで、税務署長等は、主たる納税者に対し相続税の督促状を発した場合において、その督促状を発した日から 1 月を経過するまでにその相続税が完納されないときは、連帯納付義務者に対し、次の事項を通知することとされた（相続税法 34 条 6 項）<sup>(104)</sup>。

- ① その相続税が完納されていない旨
- ② 連帯納付義務の適用がある旨
- ③ その相続税に係る被相続人の氏名
- ④ その他必要な事項

ハ 連帯納付義務者から徴収しようとする場合の納付通知

主たる納税者から滞納に係る相続税の納付がなく、また、納付も見込まれないときは、税務署長は、相続税の徴収を確保する必要があることから、相続税法 34 条 1 項の規定に基づき連帯納付義務者から主たる納税者が滞納している相続税を徴収することとなる。税務署長は上記ロの通知をした場合において、その通知に係る相続税を連帯納付義務者から徴収しようとするときは、その連帯納付義務者に対し、納付すべき金額

(103) 高橋ほか・前掲注(102)430 頁。

(104) 高橋ほか・前掲注(102)430 頁。当該規定は、平成 24 年度改正により、6 項から 5 項に繰り上げられた。

及び納付場所等を記載した納付通知書を送付しなければならないとされた（相続税法 34 条 7 項）<sup>(105)</sup>。

## ニ 小括

改正前は個別通達に基づき、主たる納税者固有の相続税につき督促状を発する際に連帯納付義務者に対し連帯納付義務の納付通知を發し徴収手続を進めていたが<sup>(106)</sup>、改正により、納付通知を行う前に事前通知（上記イ及びロ）を行うこととされ、連帯納付義務を負う予見可能性が高められたといえる。

### (2) 平成 24 年度の改正

平成 23 年度改正で連帯納付義務に関する全ての問題が解決されたわけではなく、特に、相続から長期間経過後に連帯納付義務が追求されることは、連帯納付義務者にとって不意打ちになる場合が多く、法的安定性の点で問題が大きかった<sup>(107)</sup>。そこで、平成 24 年度改正では、相続税の連帯納付義務の現状について、相続開始から長期間経過後に連帯納付義務を追求される事案が生じている実態があり、長期間経過後に連帯納付義務を追求することを強要する制度は、連帯納付義務者を長期間不安定な状況に陥らせ「不意打ち」になるとの批判があること、担保提供した上で延納しているにもかかわらず、担保価値の下落リスクを税務当局ではなく担保提供者以外の納税者が負うことになっているなどの点を踏まえ、連帯納付義務者にとって過酷となるケースの発生を防止しつつ、一般納税者との公平を確保する観点から、次の一定の要件に該当する場合には、連帯納付義務を解除することとした<sup>(108)</sup>。

---

(105) 高橋ほか・前掲注(102)431 頁。当該規定は、平成 24 年度改正により、7 項から 6 項に繰り上がっている。

(106) 杉沢史郎『租税徴収の実務詳解』179 頁（清文社、2009 年）。

(107) 金子・前掲注(24)679 頁。

(108) 高橋達也・峪和生・城田郁子「平成 24 年度の税制改正の解説－相続税法の改正」418 頁。

- イ 主たる納税者の相続税の申告書の提出期限から 5 年を経過した場合  
主たる納税者の納付すべき相続税額に係る相続税について、申告書の提出期限から 5 年を経過する日までに税務署長がその相続税に係る連帯納付義務者に対し連帯納付義務の履行を求める納付通知書を発していない場合、その連帯納付義務者については、その納付すべき相続税額に係る相続税の連帯納付義務を負わない（相続税法 34 条 1 項 1 号）。
- ロ 主たる納税者が相続税について延納の許可を受けた場合  
主たる納税者が相続税法 38 条 1 項又は同法 47 条 1 項の規定による延納の許可を受けた場合、その納税者に係る連帯納付義務者については、その延納の許可を受けた相続税額に係る相続税の連帯納付義務を負わない（同 2 号）。
- ハ 主たる納税者が相続税の納税猶予の適用を受けた場合  
主たる納税者が相続税について、政令で定める次の(イ)から(ニ)の納税猶予を受けた場合<sup>(109)</sup>、その納税者に係る連帯納付義務者については、その納税が猶予された相続税額に係る相続税の連帯納付義務を負わない（同 3 号）。
- (イ) 農地等についての相続税の納税猶予（租税特別措置法 70 条の 6 第 1 項）
  - (ロ) 山林についての相続税の納税猶予（同法 70 条の 6 の 6 第 1 項）
  - (ハ) 非上場株式等についての相続税の納税猶予（同法 70 条の 7 の 2 第 1 項）
  - (ニ) 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予（同法 70 条の 7 の 4 第 1 項）

---

(109) 平成 31 年 4 月 1 日現在の相続税法施行令では、(イ)から(ニ)のほか、医療法人の持分についての相続税の納税猶予（租税特別措置法 70 条の 7 の 12 第 1 項）、特定の美術品についての相続税の納税猶予（同法 70 条の 6 の 7 第 1 項）等を受けた場合も含まれる。

#### 4 小括

連帯納付義務は相続税法34条によって法律上当然に生じる義務であり、当該義務が課されることにつき、納税保証契約にみられるような当事者の意思（主たる納税者の意思や連帯納付義務者の意思）が伴わないものである。今般の改正民法458条の2の規定を設ける検討過程においても、主債務の履行状況に関する情報は主たる債務者の財産的信用に関わるものであることに照らし、主たる債務者から保証の委託を受けていない（主たる債務者の意思が働いていない）、いわゆる無委託保証人に対してまで、その情報の提供を求める権利を付与するのは相当でないとの結論に至っていることから、主たる納税者の納税義務の確定によって自動的に義務が確定する連帯納付義務者もこれと同様に捉え、情報提供を求める権利を付与すべきではないといえることができる。加えて、連帯納付義務者は主たる納税者の納税義務の内容を相当程度知り得る立場にあることからしても、あえて債権者である国から情報提供する必要性は認められないとともに、これまでの税制改正により、連帯納付義務者の予見可能性を高められ、かつ、長期間経過してから連帯納付義務の追及を受けることもなくなった点を踏まえると、改正民法458条の2の情報提供の適用を連帯納付義務者にまで拡大して立法措置する必要はないものと考えられる。

## 第 4 章 租税法と改正民法 458 条の 3 の規定との関係

第 3 章までは、保証人に対する主たる債務者の履行状況に係る情報提供（改正民法 458 条の 2）について、租税法との関係を考察してきたが、本章では、主たる債務者が期限の利益を喪失した場合の保証人に対する情報提供義務（改正民法 458 条の 3）について、租税法への適用関係を考察する。

### 1 改正民法 458 条の 3 の規定の内容

#### (1) 規定の趣旨等

改正民法 458 条の 3 第 1 項では、主たる債務者が期限の利益を有する場合において、その利益を喪失したときは、債権者は、保証人に対し、その利益の喪失を知った時から 2 か月以内に、その旨を通知しなければならないとされ、この通知をしなかったときは、債権者は、保証人に対し、主たる債務者が期限の利益を喪失した時から同項の通知を現にするまでに生じた遅延損害金（期限の利益を喪失しなかったとしても生ずべきものを除く。）に係る保証債務を請求することができないこと（同条 2 項）が定められた。この通知については、主たる債務者が期限の利益を喪失したことを知った時から 2 か月以内に通知を発信することだけでは足りず、2 か月以内に通知が保証人に到達することが必要とされる<sup>(110)</sup>。なお、この規定は、保証人が法人である場合には適用されない（同条 3 項）。

本条は、保証人は主たる債務者の履行状況について常に情報を把握しているわけではないので、主たる債務者の期限の利益が失われていても、そのことが通知されず、保証人が請求された時点では「利率」よりも高い割合で計算された遅延損害金が発生しているという事態が生じうるため、こ

---

(110) 筒井=村松・前掲注(23)133 頁。

れは保証人にとって酷であるという趣旨から、2 か月という期間を設定し通知することが義務付けられたものである<sup>(111)</sup>。

また、当該規定の情報提供義務は、保証人が法人の場合の適用を除外しているが、法人保証人については、保証債務の負担が増大しても生活の破綻という極めて深刻な事態が生じることがないこと、また、法人保証人には経済合理性などに基づいて合理的な判断や対応、調査等が期待できるので、法人保証人からの請求がない場合にまで、債権者に情報提供義務を課す必要はないとの判断がなされたものと説明されている<sup>(112)</sup>。

なお、現行の民法の下でも、主たる債務者が履行遅滞となった場合には、債権者は保証人に対しても当然に期限の利益の喪失を主張できる<sup>(113)</sup>と解されているため、債権者が保証人に対し、主たる債務者の期限の利益が喪失した旨の通知を行うことにつき、守秘義務に関する問題が生じる余地はないものと考えられる。

(2) 債権者において「主たる債務者の期限の利益喪失を知った時」とは

債権者に通知義務が発生する起算点について、改正民法 458 条の 3 第 1 項は、債権者において主たる債務者の「(期限) の利益の喪失を知った時」(上記 (1) 下線部分) としているが、この起算点が具体的にいつの時点を目指すのかについて整理する。

民法上の「期限」の意義は、「期限は、債務者の利益のために定めたもの」(民法 136 条 1 項) であって、期限の利益とは、期限の到来までは、債務の履行をしなくてもよい、という債務者の利益のことをいう。

期限の利益の喪失とは、民法上、一定の事由が生じた場合に、「期限の利益を主張することができない」ことであり (民法 137 条)、「期限の利益を主張することができない」とは、期限の利益が当然になくなるというので

---

(111) 我妻ほか・前掲注(1)874 頁。

(112) 曾我幸男「民法 (債権関係) 改正と融資実務 重要ポイント Q & A」34 頁 (銀行法務 833 号、2018)。筒井=村松・前掲注(23)134 頁。

(113) 平成 25 年 7 月補訂・法務省民事局参事官室「民法 (債権関係) の改正に関する中間試案の補足説明」231 頁。

はなく、債権者の側で期限の到来を主張し、直ちに債務の履行を請求することができるということである<sup>(114)</sup>。民法上の期限の喪失事由は、①債務者が破産手続開始の決定を受けたとき、②債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき、③債務者が担保を供する義務を負う場合において、これを供しないとき、と定めるのみであるため、銀行取引や割賦販売契約などにおいて契約書を作成する際は、特約で期限の利益の喪失事由を追記する形をとる場合が多い。

一般に、銀行取引約定書<sup>(115)</sup>では、「期限利益の当然喪失」と「意思表示による期限利益喪失」という条項を設けている。「期限利益の当然喪失」とは、一定の事由が生じた場合に、取引先（債務者）の銀行に対する一切の債務が当然に期限の利益を失い、取引先（債務者）は、直ちに弁済しなければならないということであり、いわゆる倒産にあたる諸事例、すなわち、支払の停止（例えば、廃業など）、破産・民事再生手続開始などの申立、手形交換所の取引停止処分、預金に差押えがあったときなど、取引先に甚だしい信用悪化があったときを定型的徴候として、条項に列挙している。一方、「意思表示による期限利益喪失」とは、「期限利益の当然喪失」事由に比べると、いわば軽微な事由が存在し、当然に期限の利益喪失の効果を生じさせることはないが、当該事由に銀行（債権者）の意思表示がプラスされることによって、期限の利益の喪失という結果を生じさせるものである。典型例としては、取引先（債務者）が債務の一部でも履行を遅滞した場合などが条項として設けられており、このような事由が存在する場合には、

---

(114) 我妻ほか・前掲注(1)273頁。

(115) 鈴木祿彌編『新版注釈民法(17)債権(8)〔補訂版〕』286頁〔鈴木祿彌・山本豊〕（有斐閣、2001）では、銀行取引約定書の意義について、「全国銀行協会は平成12年4月18日、銀行取引約定書ひな形を廃止する旨の宣言をし、ここに「ひな形」は38年に及ぶその歴史に幕を閉じることになった。しかし、「ひな形」は、今後各銀行が創意工夫を発揮して独自の銀行取引約款を整備していく際の重要な出発点になるものであり、その実務的意義を全く失ってしまったわけではない。」と説明している。

銀行（債権者）の取引先（債務者）に対する意思表示（形成権の行使）によって、はじめて期限の利益喪失の効果が生ずると解されている<sup>(116)</sup>。

そうすると、債権者において「主たる債務者が期限の利益を喪失したことを知ったとき」とは、「期限利益の当然喪失」の場合は「当然喪失事由が発生したことを知ったとき」となり、「意思表示による期限利益喪失」の場合は、「期限の利益を喪失させる旨の通知が主たる債務者に到達したとき」<sup>(117)</sup>と定義付けられる。

租税法においては、租税法律主義の下、納期限が定められており、繰上請求の場合を除き、納税者は納期限前に租税を強制徴収されることはない。また、納期限を徒過して滞納となった後であっても一定の事由に該当すれば、納税緩和措置が認められ、一定期間の期限の利益が付与される。租税法において、主たる納税者が期限の利益を喪失し、改正民法 458 条の 3 の適用関係が問題となる場面としては、「納税（換価）の猶予」の取消しや「延納」の取消しが行われる場合が想定される。そして、租税債権者において「主たる納税者が期限の利益を喪失したことを知った時」とは、主たる納税者に納税（換価）の猶予取消通知書又は延納許可取消通知書が送達された時ということになる。

## 2 租税法における期限の利益を喪失した旨の通知と問題点

租税法においては、主たる納税者が期限の利益を喪失した場合、保証人に対しその旨の通知を義務付ける規律は法令上明定されていない。納税の猶予の取消しに際し、税務署長等は、納税の猶予を取り消し、又は猶予期間を短縮したときは、その旨を納税者に通知しなければならないとし（通則法 49 条 3 項）、換価の猶予の取消しの場合も通則法 49 条 3 項の規定が準用される（徴

---

(116) 鈴木・前掲注(115)338 頁 [鈴木・山本]。

(117) 意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる（民法 97 条 1 項）。

収法 152 条 3 項及び 4 項)。また、延納許可の取消しの場合も、主たる納税者への通知義務を定めるのみである（相続税法 40 条 3 項）。

ただし、昭和 51 年 6 月に制定された旧「納税の猶予等の取扱要領」においては、納税（換価）の猶予を取り消した場合、主たる納税者のほか、保証人にも書面により通知することが既に実務上の取扱いとして義務付けられていた。この取扱いは、平成 26 年度税制改正による猶予制度の見直しに伴い制定された、新「納税の猶予等の取扱要領」に引き継がれるとともに、通則法基本通達においても 49 条関係 7 として、「納税の猶予を取り消し、又は猶予期間を短縮したときは、納税者のほか、保証人……に対し、その旨を通知するものとする。」と追加され、現在に至っている。

平成 23 年度の税制改正からは、保証人に対する納付通知書には、行政手続法 14 条 1 項（不利益処分理由の提示）に基づき処分理由の理由附記を行い、保証債務の履行を求めることとなった<sup>(118)</sup>。ここでは処分理由として、納税保証をしている国税に係る猶予が取り消された旨を記載するため、納付通知書による告知は、期限の利益を喪失した旨の通知としての機能も同時に果たすことになったといえる。

こうした点を見ると、保証人に対する期限の利益を喪失した旨の通知義務については、租税法においては、今般の民法改正より前に既に整備されていたと考えることができる。更に、改正民法は当該通知義務を個人保証人に対してのみの義務であるとしているのに対し、租税法は、個人保証人と法人保証人の区別なく通知しているという意味で、広くその義務を果たしているともいえる。

改正民法 458 条の 3 の規定との関係で問題となり得るのは、猶予の取消しがあった場合に、保証人に対し猶予を取り消した旨の通知をしない（又は到

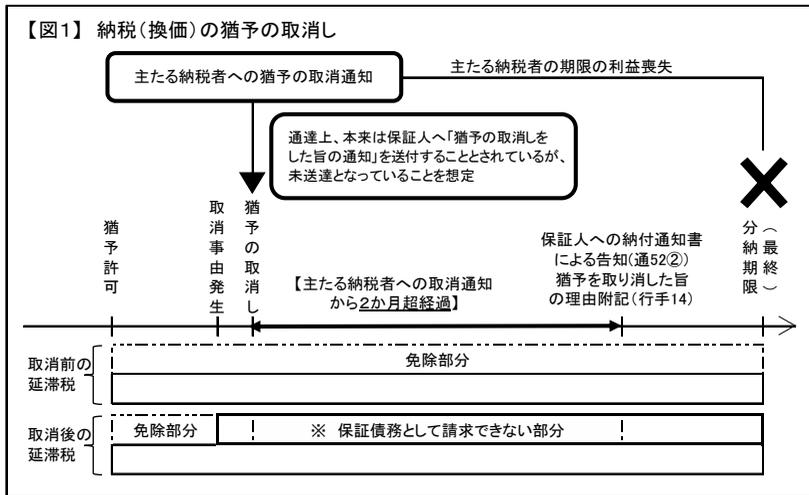
---

(118) 平成 23 年 12 月の税制改正により、国税に関する法律に基づく申請により求められた許認可等を拒否する処分又は不利益処分をする場合は、処分の適正化と納税者の予見可能性の確保の観点から、行政手続法の規定に基づき理由附記が求められることとなった（通則法 74 条の 14 第 1 項参照）。

達しない) まま 2 か月が経過し、その時点になって納付通知書による告知を行ったとき、同条第 2 項の制裁規定が租税法にも類推適用されるか否かということが挙げられる (図 1)。

また、延納許可の取消しの場合では、保証人に対し猶予を取り消した旨の通知を行うことが通達上も義務付けられておらず、納付通知書による告知をもって、期限の利益を喪失した旨の通知が行われることとなる。そのため、延納許可の取消し後 2 か月が経過し、その時点で納付通知書による告知を行ったときに、同条 2 項の制裁規定が類推適用されるか否かが問題となる (図 2)。

いずれも類推適用されると考える場合は、保証人に対し保証債務の一部が請求できないこととなる。



上記図 1 は、納税 (換価) の猶予を取り消した場合、主たる納税者への猶予の取消通知から 2 か月超経過し、保証人に対し納付通知書による告知 (= 猶予の取消しをした旨を理由附記) を行ったときのイメージ図である。猶予の取消しによって、最終の分納期限までの期限の利益を喪失することとなり、主たる納税者にとっては、取消しがなければ延滞税が一部免除されていたはずものが免除されないこととなる (図の太枠部分)。一方、保証人に対して改

正民法 458 条の 3 第 2 項が適用されるとすると、太枠部分のうち、猶予の取消し時から保証人へ取消しをした旨の通知があった時（納付通知書による告知時）までに対応する部分（※印）の延滞税について、保証債務を請求することができないこととなる。

（参考）猶予の取消事由

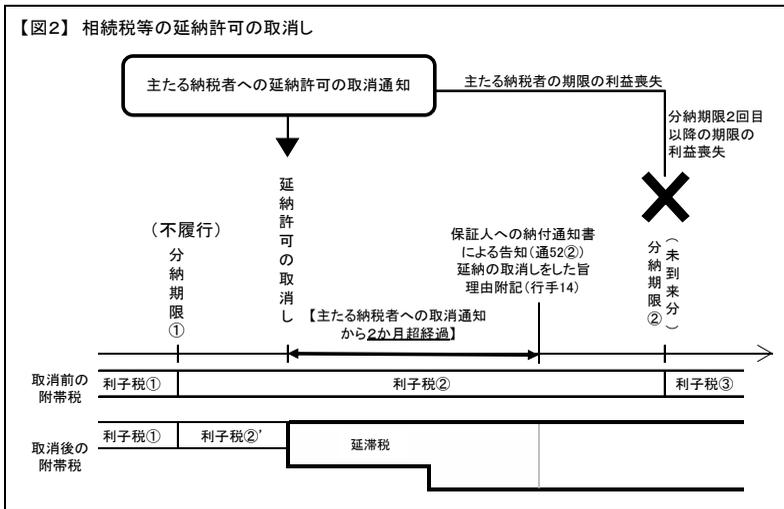
納税（換価）の猶予を受けた者に一定の事由が生じた場合には、その猶予を取り消し、又は猶予期間を短縮することができる（通則法 49 条 1 項、徴収法 152 条 4 項）。

一定の事由とは、①繰上請求事由に該当する事実がある場合において、その者が猶予に係る国税を猶予期間内に完納できないと認められるとき、②通知された分割納付の各納付期限ごとの納付金額をその納付期限までに納付しないとき（税務署長等がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）、③猶予に係る国税につき提供された担保について税務署長がした担保の変更命令等に応じないとき、④新たにその猶予に係る国税以外の国税を滞納したとき（税務署長等がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）、⑤偽りその他不正な行為により猶予等の申請がされ、その申請に基づきその猶予等をしたことが判明したとき、⑥①から⑤に掲げる場合を除き、滞納者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続するのが適当でないと認められるとき、である（通則法 49 条 1 項各号）。

分割納付の不履行や新たな滞納が発生した際（上記②及び④）には、これらの事実が生じても、その原因が滞納者の責めに帰さない「やむを得ない理由があると認めるとき」は猶予を取り消さない（期限の利益を喪失させない）こととなる。「やむを得ない理由があると認めるとき」とは、納税（換価）の猶予をした時において予見できなかった事実の発生により予定していた入金がなかったため、分割納付金額をその分割納付期限までに納付することができなかった場合や、事業の継続又は生活の維持に必要な不可欠な臨時の支出を行ったため、分割納付

金額をその分割納付期限までに納付することができなかつた場合などが当たると解されている<sup>(119)</sup>。

また、納税の猶予について、その取消し等をする場合には、原則、あらかじめ納税者の弁明を聴取しなければならない（通則法 49 条 2 項）。換価の猶予について取消し等をする場合には、弁明を聴取する必要はないものの（徴収法 152 条 3 項及び 4 項）、滞納者について分納不履行等の事由が生じた場合は、やむを得ない理由の有無など、滞納者の実情を把握した上で、換価の猶予の取消し等の適否を検討することになる。したがって、単に分納が不履行になったからといって、猶予を取り消す（期限の利益を喪失させる）ことはできない。



上記図 2 は、相続税等の延納許可を取り消した場合、主たる納税者への延納許可の取消通知から 2 か月超経過し、保証人に対し納付通知書による告知（＝延納の取消しをした旨を理由附記）を行ったときのイメージ図である。延納許可の取消しによって、その後の分納期限に係る延納税額全額について

(119) 国税通則法基本通達 46 条関係 18。

期限の利益を喪失することとなり、取消しのあった日から、利子税に代わり、取り消された延納税額を課税標準として延滞税が賦課されることとなる。改正民法 458 条の 3 第 2 項が適用されるとすると、保証人に対して、延納許可の取消し時から保証人へ取消しをした旨の通知があった時（納付通知書による告知時）までに対応する部分の延滞税について、保証債務を請求できないこととなる。

（参考）相続税等の延納の取消事由及び取消効果等

延納は、法律要件に該当すれば当然許可されるものであるが、その後、一定の取消事由（①延納税額が滞納になったとき、②担保の変更、増担保の提供の求めに応じなかったとき、③担保物に強制換価手続が開始されたときなど）に該当する場合に、延納許可の取消しをすることができるとされている（相続税法 40 条 2 項）。

例えば、延納税額の滞納が継続している場合では、納税者の弁明を聴いた上で、滞納原因を調査した結果、次回以降の分納税額が延納条件に従って納付される見込みがないと税務署長が判断したときに延納許可が取り消されることになる。そして、税務署長は、延納の許可を取り消した場合においては、その旨及びその理由を記載した書面により、納税者に通知することとされている（同条 3 項）。また、延納許可が取り消されると、取消しのあった日後に予定されていた延納税額の納期限が全て到来することから、取り消された税額を直ちに納付しなければならない。

図 1 及び図 2 で示したとおり、改正民法 458 条の 3 第 2 項では、期限の利益を喪失した旨の通知を通知期限までにしなかった場合において、債権者が保証債務の一部を請求できないとする規律が設けられており、同項の租税法への適用関係の解釈如何によっては、保証債務に係る租税の一部が徴収できない場合があることが想定されるところである。

この点について、今般の民法改正において同条を新設した趣旨(本章 1 (1) 参照)を踏まえれば、租税法上の保証債務であっても納税保証人に生じる不利益は、私法上のものと何ら変わるものではなく、基本的には同条の内容を踏襲して租税法への適用関係を検討すべきと考える<sup>(120)</sup>。

### 3 改正民法 458 条の 3 の租税法への類推適用の可否

#### (1) 租税徴収の公平性の観点からの問題

改正民法 458 条の 3 第 1 項における通知規定及び同条 2 項における当該通知を遅滞した場合の制裁規定は、同条 3 項により保証人が法人である場合は適用しないとしている。通則法における期限の利益を喪失した旨の通知(=納付通知書による告知)は、保証人が個人であるか法人であるかを問わず行っているにもかかわらず、通知に遅滞があった場面では、個人保証人には保証債務が請求できない規律を適用するが、法人保証人には適用しないとするには、租税徴収の公平性の観点から違和感を感じざるを得ない。

私法上の保証債務について、改正民法 458 条の 3 の規定を法人保証人には適用しない理由は、法人保証人は、保証債務の負担が増大しても生活の破綻という極めて深刻な事態が生じることがないこと、また、法人保証人には経済合理性などに基づいて合理的な判断や対応、調査等が期待できることがその理由であるといわれている<sup>(121)</sup>。

通則法 50 条 6 号に規定する「税務署長等が確実と認める保証人の保証」において保証人になり得る者は、金融機関その他の保証義務を果たすための資力が十分であると認められるものであるところ、法人による保証につ

---

(120) もっとも、実務上、猶予の取消しや延納許可取消し後 2 か月を経過してもなお納付通知書による告知が行われないという事態は、適正かつ厳格な滞納整理を行っている現状において想定し難いところではあるが、このような事態が起り得ないということが否定できない以上、その対応を検討しておくことに一定の意義があると思われる。

(121) 曾我・前掲注(112)34 頁。筒井=村松・前掲注(23)134 頁。

いては、保証行為がその法人の定款に定める目的の範囲内に属するものに限るが、営利を目的とする法人で、納税者と取引上密接な関係があるものとする保証も、その範囲内に属するものとされている<sup>(122)</sup>。納税保証においては、いわゆる一人会社であっても保証人となり得ることや、現行租税法の規定が個人保証人と法人保証人を区別することなく期限の利益を喪失した旨の通知を行うことになっている点を鑑みれば、当該通知を遅滞したときにだけ対象を異にして法人保証人を適用除外とすることは、それぞれの保証人間の公平性に失し、租税徴収の公平性の観点から適当でないと思われる<sup>(123)</sup>。

## (2) 納税保証人に係る保証債務を請求できないとする場合の現行規定上の問題

租税法上の保証債務は、いうまでもなく租税債務が主たる債務となる。租税法主義の下、租税債務の減免は租税法の規定によらなければできないと解されているところであり<sup>(124)(125)</sup>、また、財税法 8 条において、「国の債権の全部若しくは一部を免除し又はその効力を変更するには、法律に基づくことを要する。」とされていることから、租税債務に係る保証債務の減免も、租税法に基づいて行われることが基本であると考えられる。

納税保証人から保証債務の履行を求める通則法 52 条 1 項は、「税務署長等は、担保の提供されている国税がその納期限（第 38 条第 2 項（繰上

---

(122) 志場ほか・前掲注(47)582 頁。

(123) 公平ないし中立性の原則は、憲法 14 条 1 項に由来する「平等取扱原則」ないし「不平等取扱禁止原則」を内容とするもので、課税のうえで、同様の状況にあるものは同様に、異なる状況にあるものは状況に応じて異なって取り扱われるべきことを要求する（金子・前掲注(24)90 頁参照）。

(124) 東京地裁昭和 45 年 11 月 30 日判決（判タ 259 号 283 頁）。本件は、税務官庁と納税者との契約等による債務免除に関する事例であるが、判示の中で、租税債権は「一旦成立した租税債権の一部又は全部を免除するには、それが租税負担公平の原則に対する例外的措置であるということから、すべて法律の根拠に基づくことを必要」と述べている。

(125) 武田・前掲注(41)3433 頁。ここでは、「税務署長は、国税に関する法律に規定されている場合に限り免除することができるので」と説明されている。

請求)に規定する繰上げに係る期限及び納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予に係る期限を含む。以下次条及び第 63 条第 2 項(延滞税の免除)において同じ。)までに完納されないとき、又は担保の提供がされている国税についての延納、納税の猶予若しくは徴収若しくは滞納処分に関する猶予を取り消したときは、その担保として提供された金銭をその国税に充て、若しくはその提供された金銭以外の財産を滞納処分の例により処分してその国税及び当該財産の処分費に充て、又は保証人にその国税を納付させる。」と規定しており、条文の文理解釈としては、保証債務の一部を請求しない場合があることにつき触れる部分はなく、担保が提供されている国税の滞納額全額について保証人に納付させると読むのが自然であると思われる(附従性の例外を認めているとは読めない)。通則法の規定は、納税保証した国税の滞納額全額を請求した上で、その後、通則法に定める延滞税免除事由が納税保証人固有の事実として生じれば、納税保証人に対し延滞税免除する法律構成となっているのに対し、改正民法 458 条の 3 の規定は、保証債務の履行を求める段階で、初めから保証債務の一部を請求することができないと解されることから、この点で、両者の規定に齟齬が生じており、同条の類推適用ができないものと考えられる。

### (3) 立法措置の検討

上記(1)及び(2)を踏まえると、改正民法 458 条の 3 に規定する制裁規定をそのまま租税法に類推適用するのは租税の公平性の観点から相当でなく、また、通則法の現行規定(52 条 1 項)とも齟齬を来たしているといえるため、結局は、租税法にも改正民法と同様の制裁規定を置いたところで、制裁に係る部分を保証債務から減額して請求する措置を設けることが最も適切ではないかと考える。そこで、納税保証人に対する徴収手続が第二次納税義務者に対する徴収手続と類似することに着目して、どのような立法措置を行うべきか検討する。

#### イ 納税保証債務と第二次納税義務の類似性

第二次納税義務額を徴収しようとするときは、まず、第二次納税義務者に対して、徴収しようとする金額、納付の期限その他必要な事項を記載した納付通知書を税務署長から発することにより告知し、当該納付期限までに完納されない場合には、納付催告書を発し、その後滞納処分に移行する。

第二次納税義務者への納付通知書による告知によって、抽象的に成立していた第二次納税義務者の第二次納税義務が具体的に確定することとなるため、納付通知書による告知の法的性質は、一般の納税者に対する賦課課税の場合の納税告知に相当するといわれている<sup>(126)</sup>。

旧徴収法（昭和 37 年の現行通則法制定前の徴収法）において、保証人からの徴収手続（旧徴収法 160 条 4 項）は第二次納税義務者からの徴収手続（旧徴収法 32 条）を準用していたところ<sup>(127)</sup>、昭和 37 年の現行通則法の制定に伴い、保証人からの徴収手続が内容を変更せず通則法に移管された<sup>(128)</sup>という経緯があるため、保証人に対する納付通知書による告知の法的性質も、第二次納税義務の告知と同様、一般の納税者に対する賦課課税の場合の納税告知に相当するものと考えられる<sup>(129)</sup>。そうすると、納付通知書による告知は、保証債務額を決定する具体的な確定手続であると捉えることができ、主たる納税者の納付すべき延滞税のうち、保証債務として請求できない部分があることを納付通知書に明記し、保

---

(126) 吉国ほか・前掲注(63)323 頁。

(127) 現行通則法制定前における旧徴収法 32 条（第二次納税義務の通則）1 項では、「税務署長は、納税者の国税を第二次納税義務者から徴収しようとするときは、その者に対し、政令で定めるところにより、徴収しようとする金額、納付の期限その他必要な事項を記載した納付通知書により告知しなければならない。」と規定し、同法 160 条（担保の処分）4 項において、「第 32 条の規定は、保証人から国税を徴収する場合について準用する。」と規定していた。

(128) 志場ほか・前掲注(47)67 頁では、現行の通則法に規定されている、担保の種類や提供の手続及び担保の処分の手続などは、各税における担保を通じていずれも共通であるので、通則法においてこれをまとめて統一的に規定することとし、その内容は、本法制定前と別段変わったところはないと説明している。

(129) 北野・前掲注(35)98 頁。

証債務として履行を求める額から当該部分を取り除くことが必要となる。

そこで、納付通知書による告知手続を定める通則法 52 条 1 項の規定を、次のロのとおり改正してはどうかと考える。

なお、本章 2 に記載した図 1（納税（換価）の猶予の取消し）では、納付通知書による告知より先に行う、猶予の取消しをした旨通知（通則法基本通達 49 条関係 7 で義務付けられた通知のことをいう。）が、期限の利益を喪失した旨の通知になり得るため、当該通達を改正して通知期限を設けることも考えられるが、前述のとおり、保証債務の減免については法令の規定に基づくことを要するため、当該通達の改正だけでは問題が解消されない。図 1（納税（換価）の猶予の取消し）及び図 2（相続税等の延納許可の取消し）に共通していえることは、納付通知書による告知が期限の利益を喪失した旨の通知を兼ねていることであり、通則法 52 条 1 項の告知手続を改正することとした方が、図 1 及び図 2 両方の問題点を同時に解消でき、かつ合理的である。

ロ 通則法52条 1 項の改正案（私案）

現行の通則法52条 1 項に、ただし書き（下記の下線部分）を追加する。

**（担保の処分）**

**第52条** 税務署長等は、担保の提供されている国税がその納期限（第38条第2項（繰上請求）に規定する繰上げに係る期限及び納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予に係る期限を含む。以下次条及び第63条第2項（延滞税の免除）において同じ。）までに完納されないとき、又は担保の提供がされている国税についての延納、納税の猶予若しくは徴収若しくは滞納処分に関する猶予を取り消したときは、その担保として提供された金銭をその国税に充て、若しくはその提供された金銭以外の財産を滞納処分

の例により処分してその国税及び当該財産の処分費に充て、又は保証人にその国税を納付させる。

ただし、保証人による保証が担保として提供されている国税についての延納、納税の猶予又は換価の猶予を取り消したときに、第 2 項に規定する納付通知書による告知を当該取消し後 2 月を超えて行う場合は、次の各号に掲げる延滞税等に係る保証債務を請求することができない。

一 延納を取り消した日から納付通知書が保証人に送達された日までの期間に係る延滞税

二 納税の猶予又は換価の猶予を取り消した日から納付通知書が保証人に送達された日までの期間に係る延滞税のうち、第 63 条第 1 項本文の規定により免除することができた部分に相当する金額

2 税務署長等は、前項の規定により保証人に同項の国税を納付させる場合には、政令で定めるところにより、その者に対し、納付させる金額、納付の期限、納付場所その他必要な事項を記載した納付通知書による告知をしなければならない。(以下省略)

1 項本文に、ただし書き（下線部分）を追加することにより、従前は、納税保証した国税の滞納残額全てについて履行を求める内容と解されたものが、通知期限を超えて告知を行う場合には、一号及び二号に係るものを除いた部分について履行を求める内容に変更される。これを受けて、同条 2 項に規定する納付通知書を作成し<sup>(130)</sup>、保証人に対し告知を行うこととなる。なお、改正民法 458 条の 3 との相違点は、前述した租税徴収の公平性の観点から、延滞税等に係る保証債務の不請求について、法人保証人に適用しないとする規律を置かないことであ

(130) 具体的には、納付通知書（通則法施行規則 16 条・別紙 4 号書式）の「上記納税者の滞納国税及び滞納処分費につき、あなたが保証人として納付すべき金額」欄に、例えば、「上記滞納国税の全部（ただし、延納を取り消した日（〇年〇月〇日）から納付通知書が保証人に送達された日までに係る延滞税を除く。）」という記載を行うことが考えられる。

る。

ところで、納税（換価）の猶予については、猶予期間を短縮する場合がありますが、当初の猶予期間で得られていた期限の利益が前倒しされることをもって、この場合も期限の利益が喪失したと捉えることもできる。しかし、これは納税者の資力等が著しく増加し納付可能額が増加した場合や還付金の充当により猶予に係る国税が減額された場合などに行うものであるから、主たる納税者に発生する延滞税の額は、当初の猶予期間で発生する額より確実に抑えられるものと想定される。保証人にとっては延滞税に係る保証債務の負担が軽減されることになるため、主たる納税者の分納不履行等によって行われる猶予の取消処分とは性質が異なるものといえる。したがって、保証人保護の観点からみれば、猶予の取消しの場合と同等に取り扱う必要性がない（上記のような立法措置に猶予期間を短縮する場合を含める必要までではない）ものと考えられる。

なお、猶予期間終了時において完納されていない国税がある場合についても、保証人に当該国税を納付させることとなる。この場合は、期限の利益を喪失した場合には該当しない。保証人にとっては猶予期間の終期を当初の保証契約時に認識しているはずであり、かつ、改正民法458条の2が租税法に適用されることを前提にすれば、猶予期間終了後においても、保証人は主たる納税者の履行状況について情報請求することが可能であることから、この場合の納付通知書による告知について、通知期限を設ける必要性は認められない。上記改正案のとおり、猶予等の取消しの場合にだけ、納付通知書による告知に通知期限を設けることが適切であると考えられる。

#### （4）小括

期限の利益を喪失した旨の通知を遅滞したことによる、延滞税に係る保証債務の不請求については、改正民法 458 条の 3 の規定を租税法に類推適用することはできないものの、同条の立法趣旨は納税保証についても妥当

するものであるから、通則法で定める納付通知書による告知手続について、所要の改正を視野に入れる必要がある。

ただし、主たる納税者の期限の利益の喪失は、納付通知書による告知の理由附記によって納税保証人にその旨通知されるものであり、通知を行うこと自体は、租税法において既に法定化されているところであるから、実務において問題となるのは、猶予等の取消し後 2 か月以内に納付通知書による告知が行われるかどうかということになる。まずは、告知に当たって、その通知期限の徒過を防止する事務処理の構築を最優先に検討することが肝要である。

## 結びに代えて

本稿では、民法改正によって債権者に義務付けられた、私法上の保証人への情報提供義務について、租税法における保証人、いわゆる納税保証人への適用関係がどのようになるか、いくつかの論点を踏まえ検討を行ってきた。

租税法律関係は、租税の賦課徴収に認められた特権を取り除けば、私法上の債務関係と異ならないものとなり、租税法において、これを排除する明文の規定等がなければ、私法規定が適用ないし準用されるとするのが、通説であると思われる。

納税保証については、主たる債務が公法上の債務であるにせよ、その本質は私法上の保証債務と何ら変わるところがなく、保証人保護等の観点からは、納税保証人に対しても主たる納税者（主たる債務者）の履行状況につき情報提供する必要性が認められる。しかし一方で、適正な税務行政を執行する上で加重の義務を課している租税法上の守秘義務規定が、情報提供を定めた民法規定を排除することにはならないかという疑問があり、ここに問題意識を持ちながら検討を進めてきたところである。

この点、納税保証人への情報開示に直接関連した裁判例は見当たらないが、税務職員の守秘義務に関連する複数の裁判例等を踏まえ検討したところ、主たる納税者の履行状況について納税保証人に情報提供することは、租税法上の守秘義務に抵触することがないとの結論に至った。過去の裁判例では、一般に、守秘義務が解除されるかどうかを法益の比較衡量を用いて判断しているところであり、主たる納税者と納税保証人の間で、保証債務を負ってもらう、ないしは負うことにつき、両者が合意して納税保証契約が結ばれていることからすれば、こうした関係にある納税保証人に対してまで、主たる納税者の履行状況を秘匿にすることは、納税保証人の保護法益との比較衡量において妥当ではないと考えられる。国は納税者の財産状況や収支状況など様々な情報を保有しているが、主たる納税者の履行状況に限って開示するならば、納税者等の協力・信頼の上に成り立つ税務行政の執行を妨げることにはならず、税務職員に課せら

れた加重の守秘義務の趣旨を損なうことにはならないものと考えた。そして、改正民法 458 条の 2 が定めた履行状況に関する情報項目と租税法の各種納税緩和措置に係る情報とに齟齬が生じないことを確認し、同条の規定を租税法に類推適用できるという結論を導き出したところである。

ただし、これを正面から肯定する学説や蓄積された判例等がないことも事実であり、守秘義務の問題は、税務行政の根幹に関わる問題でもあることから、関係部署における組織的な検討が必要にならうかと思われる。検討の方向性としては、法的安定性を図る上で、租税法に民法と同様の規定を盛り込むことも選択肢として当然であろうと思うが、その点、本稿が、これからの検討に際して、何らかのお役に立てればということを願っている。

なお、本稿では、改正民法 458 条の 2 とは異なる情報提供義務である、改正民法 458 条の 3 の規定（主たる債務者が期限の利益を喪失した場合における情報提供義務）の租税法への適用関係についても触れた。これについては、民法改正において同条を新設した趣旨が、納税保証人に対しても妥当するところ、租税徴収の公平性に関わる問題や現行租税法の法律構成と齟齬を来すことなどもあり、所要の立法措置が必要ではないかという提案をしたところである。もっとも、徴収実務において重要なのは、納税保証人に対する通知がその通知期限を徒過したために、本来請求できる保証債務が請求できなくなってしまうという事態を完全に防止することであって、これに対応した適正な事務処理の構築を図っていくことが肝要であると思われる。この点、どのような管理方法が有効であるかが今後の課題として残るところであり、引き続き検討しなければならぬと考えている。